

令和 2 年 3 月
浜田市議会定例会議議案

令和 2 年 2 月 25 日

令和 2 年 3 月浜田市議会定例会議付議事件

議 案

- 議案第 1 号 地方自治法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 議案第 2 号 浜田市防災行政無線施設条例の一部を改正する条例について
- 議案第 3 号 浜田市印鑑条例の一部を改正する条例について
- 議案第 4 号 浜田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 5 号 浜田市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 6 号 浜田市森林環境譲与税基金条例の制定について
- 議案第 7 号 浜田城に関する資料館及び城山整備基金条例を廃止する条例について
- 議案第 8 号 浜田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 9 号 浜田市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 議案第 10 号 浜田市休日応急診療所条例の一部を改正する条例について
- 議案第 11 号 浜田市八戸川農村公園条例を廃止する条例について
- 議案第 12 号 浜田市営住宅条例等の一部を改正する条例について
- 議案第 13 号 浜田市地域定住住宅条例の制定について
- 議案第 14 号 浜田市工業用水道料金徴収条例の一部を改正する条例について
- 議案第 15 号 指定管理者の指定について（山陰浜田港公設市場）
- 議案第 16 号 工事請負契約の変更について（浜田漁港 7 号荷さばき所建設に伴う建築主体工事の変更契約）
- 議案第 17 号 市道路線の廃止について（美川南 31 号線外）
- 議案第 18 号 市道路線の認定について（後野佐野線外）
- 議案第 19 号 浜田市過疎地域自立促進計画の変更について
- 議案第 20 号 令和元年度浜田市一般会計補正予算（第 6 号）
- 議案第 21 号 令和元年度浜田市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 議案第 22 号 令和元年度浜田市公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 23 号 令和元年度浜田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 24 号 令和元年度浜田市水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 25 号 令和 2 年度浜田市一般会計予算

- 議案第 26 号 令和 2 年度浜田市国民健康保険特別会計予算
議案第 27 号 令和 2 年度浜田市駐車場事業特別会計予算
議案第 28 号 令和 2 年度浜田市公設水産物仲買売場特別会計予算
議案第 29 号 令和 2 年度浜田市農業集落排水事業特別会計予算
議案第 30 号 令和 2 年度浜田市漁業集落排水事業特別会計予算
議案第 31 号 令和 2 年度浜田市生活排水処理事業特別会計予算
議案第 32 号 令和 2 年度浜田市後期高齢者医療特別会計予算
議案第 33 号 令和 2 年度浜田市水道事業会計予算
議案第 34 号 令和 2 年度浜田市工業用水道事業会計予算
議案第 35 号 令和 2 年度浜田市公共下水道事業会計予算
同意第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦について

報 告

- 報告第 1 号 専決処分の報告について（平成 29 年災害栃下川河川災害復旧工事の変更契約）
報告第 2 号 専決処分の報告について（事故の損害賠償の額の決定）
報告第 3 号 専決処分の報告について（事故の損害賠償の額の決定）
報告第 4 号 専決処分の報告について（事故の損害賠償の額の決定）
報告第 5 号 専決処分の報告について（事故の損害賠償の額の決定）
報告第 6 号 専決処分の報告について（事故の損害賠償の額の決定）

議案第 1 号

地方自治法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

地方自治法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を次のように定める。

令和 2 年 2 月 25 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

地方自治法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(浜田市監査委員条例の一部改正)

第 1 条 浜田市監査委員条例（平成 17 年浜田市条例第 12 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「第 243 条の 2 第 3 項」を「第 243 条の 2 の 2 第 3 項」に改める。

(浜田市水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第 2 条 浜田市水道事業の設置等に関する条例（平成 17 年浜田市条例第 260 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条中「第 243 条の 2 第 8 項」を「第 243 条の 2 の 2 第 8 項」に改める。

(浜田市工業用水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第 3 条 浜田市工業用水道事業の設置等に関する条例（平成 17 年浜田市条例第 262 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条中「第 243 条の 2 第 8 項」を「第 243 条の 2 の 2 第 8 項」に改める。

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 2 号

浜田市防災行政無線施設条例の一部を改正する条例について

浜田市防災行政無線施設条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年 2 月 25 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

浜田市防災行政無線施設条例の一部を改正する条例

浜田市防災行政無線施設条例（平成 18 年浜田市条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1（金城自治区）の部久佐公民館付近の項の次に次のように加える。

北の森	浜田市金城町下来原 1386 番地 4
附 則	

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 3 号

浜田市印鑑条例の一部を改正する条例について

浜田市印鑑条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年 2 月 25 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

浜田市印鑑条例の一部を改正する条例

浜田市印鑑条例（平成 17 年浜田市条例第 33 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項第 2 号を次のように改める。

(2) 意思能力を有しない者（前号に掲げる者を除く。）

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 4 号

浜田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

浜田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年 2 月 25 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

浜田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

浜田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 17 年浜田市条例第 45 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条に次の 1 項を加える。

- 3 任命権者は、職員（規則で定める職員及び次条の規定の適用を受ける職員を除く。以下この項において同じ。）について、始業及び終業の時刻について職員の申告を考慮して当該職員の勤務時間を割り振ることが公務の運営に支障がないと認める場合には、前項の規定にかかわらず、規則の定めるところにより、職員の申告を経て、4 週間を超えない範囲内で週を単位として規則で定める期間（以下この項において「単位期間」という。）ごとの期間につき前条に規定する勤務時間となるように当該職員の勤務時間を割り振ることができる。ただし、当該職員が育児短時間勤務職員等である場合にあっては、単位期間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い、勤務時間を割り振るものとする。

第 8 条に次の 1 項を加える。

- 3 前項に規定するもののほか、同項に規定する正規の勤務時間以外の時間における勤務に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 5 号

浜田市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について

浜田市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年 2 月 25 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

浜田市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例
の一部を改正する条例

浜田市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（平成 17 年浜田市条例第 48 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条に次の 1 号を加える。

- (5) 給料を支給される職員 法第 2 条第 4 項に規定する平均給与額の例により実施機関が市長と協議して定める額

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の浜田市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第 6 条の規定は、この条例の施行の日以後に発生した事故に起因する公務上の災害又は通勤による災害に係る補償について適用する。

議案第 6 号

浜田市森林環境譲与税基金条例の制定について

浜田市森林環境譲与税基金条例を次のように定める。

令和 2 年 2 月 25 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

浜田市森林環境譲与税基金条例

(設置)

第 1 条 森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成 31 年法律第 3 号。以下「法」という。）の規定に基づき、森林の整備及びその促進に関する施策の財源に充てるため、浜田市森林環境譲与税基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第 2 条 基金として積み立てる額は、次に掲げる額とする。

- (1) 法第 27 条の規定により市に譲与される森林環境譲与税のうち予算に計上する額
- (2) その他予算に計上する額

(管理)

第 3 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第 4 条 基金の運用から生じる収益金は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に繰り入れるほか、第 1 条の目的達成に必要な財源に充てることができる。

(繰替運用)

第 5 条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第 6 条 基金は、第 1 条に定める目的に充てる場合に限り、処分することができる。

(その他)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 7 号

浜田城に関する資料館及び城山整備基金条例を廃止する条例について

浜田城に関する資料館及び城山整備基金条例を廃止する条例を次のように定める。

令和 2 年 2 月 25 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

浜田城に関する資料館及び城山整備基金条例を廃止する条例

浜田城に関する資料館及び城山整備基金条例（平成 19 年浜田市条例第 19 号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 8 号

浜田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例について

浜田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年 2 月 25 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

浜田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の
一部を改正する条例

浜田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例（平成
26 年浜田市条例第 34 号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 項中「令和 2 年 3 月 31 日」を「令和 5 年 3 月 31 日」に改める。

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 9 号

浜田市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

浜田市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年 2 月 25 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

浜田市国民健康保険条例の一部を改正する条例

浜田市国民健康保険条例（平成 17 年浜田市条例第 151 号）の一部を次のように改正する。

第 18 条の 6 中「61 万円」を「63 万円」に改める。

第 18 条の 12 中「16 万円」を「17 万円」に改める。

第 22 条第 1 項中「61 万円」を「63 万円」に改め、同項第 2 号中「28 万円」を「28 万 5,000 円」に改め、同項第 3 号中「51 万円」を「52 万円」に改め、同条第 3 項中「61 万円」を「63 万円」に改め、同条第 4 項中「61 万円」を「63 万円」に、「16 万円」を「17 万円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の浜田市国民健康保険条例の規定は、令和 2 年度以後の年度分の保険料について適用し、令和元年度分までの保険料については、なお従前の例による。

議案第 10 号

浜田市休日応急診療所条例の一部を改正する条例について

浜田市休日応急診療所条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年 2 月 25 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

浜田市休日応急診療所条例の一部を改正する条例

浜田市休日応急診療所条例（平成 17 年浜田市条例第 155 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項第 2 号中「午後 1 時から午後 4 時まで」を「午後 1 時から午後 3 時まで」に改める。

附 則

この条例は、令和 2 年 7 月 1 日から施行する。

議案第 11 号

浜田市八戸川農村公園条例を廃止する条例について

浜田市八戸川農村公園条例を廃止する条例を次のように定める。

令和 2 年 2 月 25 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

浜田市八戸川農村公園条例を廃止する条例

浜田市八戸川農村公園条例（平成 17 年浜田市条例第 292 号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 12 号

浜田市営住宅条例等の一部を改正する条例について

浜田市営住宅条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年 2 月 25 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

浜田市営住宅条例等の一部を改正する条例

(浜田市営住宅条例の一部改正)

第 1 条 浜田市営住宅条例（平成 17 年浜田市条例第 247 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項本文中「各号の」を「各号に掲げる」に改め、同項ただし書中「第 2 号から第 5 号まで」を「第 2 号から第 4 号まで」に改め、「被災者等」の次に「、東日本大震災復興特別区域法（平成 23 年法律第 122 号）第 19 条第 1 項第 2 号に規定する被災者等（同条の認定を受けた復興推進計画に記載された同条第 2 項の期間が満了する日（その日が令和 3 年 3 月 11 日後の日であるときは、同月 11 日）までの間に限る。）並びに福島復興再生特別措置法（平成 24 年法律第 25 号）第 27 条に規定する特定帰還者及び同法第 39 条に規定する居住制限者」を、「第 3 号及び第 4 号」の次に「に掲げる条件」を加え、同項第 5 号を削る。

第 7 条第 2 項中「同項第 1 号から第 4 号まで」を「同項各号」に改める。

第 9 条第 5 項中「寡婦」の次に「若しくは寡夫」を加える。

第 11 条第 1 項各号列記以外の部分中「の各号」を削り、同項第 1 号を次のように改める。

(1) 請書を提出すること。

第 11 条第 2 項中「前項の」を「同項の」に、「前項各号」を「同項各号」に改め、同条第 3 項を削り、同条第 4 項中「第 2 項」を「前項」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条中第 5 項を第 4 項とし、第 6 項を第 5 項とする。

第 16 条第 1 号中「減少したとき」を「低額であるとき」に改める。

第 17 条第 1 項中「第 11 条第 5 項」を「第 11 条第 4 項」に改め、同条第 3 項に後段として次のように加える。

この場合において、当該家賃の額に 100 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。

第 19 条中第 4 項を第 5 項とし、同条第 3 項ただし書中「未納の家賃」を「賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務の不履行」に、「これ」を「これら」に改め、同項を同条第 4 項とし、同条第 2 項の次に次の 1 項を加える。

3 入居者が賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務を履行しないときは、市長は、敷金をその債務の弁済に充てることができる。

この場合において、入居者は、市長に対し、敷金をもって賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務の不履行の弁済に充てることを請求することができない。

第 21 条第 1 項ただし書中「破損ガラスの取替え等」を「ふすま及び障子の張替え等」に改め、「及び給水栓、点滅器その他附帯施設の構造上重要でない部分の修繕」を削り、同条第 3 項中「第 1 項に掲げる」を「市営住宅及び共同施設の」に改める。

第 22 条第 4 号中「に規定するもの」を「において市が負担することとされているもの」に改める。

第 23 条第 2 項中「き損した」を「毀損した」に改める。

第 31 条第 1 項中「第 14 条第 1 項」を「第 14 条第 1 項及び第 4 項」に改め、同条第 2 項中「第 8 条第 2 項」を「第 8 条第 2 項又は第 3 項」に改める。

第 41 条第 2 項中「前項」を「第 1 項」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 入居者は、前項の検査のときまでに、入居者の費用で、畳の表替え、ふすま及び障子の張替え等並びに市営住宅の清掃を行うほか、入居者の責めに帰すべき事由による汚損、毀損等の原状回復を行わなければならない。

第 42 条第 1 項第 3 号中「き損した」を「毀損した」に改め、同条第 3 項中「年 5 分の割合」を「法定利率」に改める。

第 48 条第 1 項中「厚生省令・建設省令」を「公営住宅法第 45 条第 1 項の事業等を定める省令」に改める。

第 51 条中「第 11 条第 5 項」を「第 11 条第 4 項」に改める。

第 65 条第 1 項第 3 号中「き損した」を「毀損した」に改める。

第 67 条中「第 11 条第 5 項」を「第 11 条第 4 項」に改める。

(浜田市特定公共賃貸住宅条例の一部改正)

第 2 条 浜田市特定公共賃貸住宅条例（平成 17 年浜田市条例第 249 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条の 3 中第 1 号を削り、第 2 号を第 1 号とし、同条第 3 号中「前 2 号」を「前号」に改め、同号を同条第 2 号とする。

第 4 条第 3 項第 2 号中「特定公共賃貸住宅の」を削り、「規模」を「規格」に改め、同項第 5 号を次のように改める。

(5) 申込方法

第4条第3項中第6号を削り、第7号を第6号とし、同項に次の2号を加える。

(7) 入居の時期

(8) その他市長が必要と認める事項

第6条第1号中「市内に住所を有するもの。」を「入居後、当該特定公共賃貸住宅を生活の本拠とするもの」に改める。

第11条第1項第1号本文中「連帯保証人の」を「連帯保証人1人が」に改め、同号ただし書を削り、同条第2項中「前項に」を「同項に」に改める。

第13条第1項中「承継の理由となるべき事実発生後20日以内に」を削る。

第15条第3項中「1箇月を30日として日割計算した額とする」を「、日割計算による」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、当該家賃の額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。

第19条第3項中「1箇月を30日として日割り計算した額とする」を「、日割計算による」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、当該家賃の額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。

第20条を次のように改める。

(家賃の減免又は徴収猶予)

第20条 市長は、災害その他特別の事情が発生した場合においては、当該家賃の減免又は徴収の猶予が必要と認める者に対し、市長が別に定める基準により、当該家賃の減免又は徴収の猶予をすることができる。

第22条中第3項を第4項とし、同条第2項ただし書を次のように改め、同項を同条第3項とする。

ただし、賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務の不履行又は損害賠償金があるときは、敷金のうちからこれらを控除した額を還付する。

第22条第1項の次に次の1項を加える。

2 入居者が賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務を履行しないときは、市長は、敷金をその債務の弁済に充てることができる。この場合において、入居者は、市長に対し、敷金をもって賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務の不履行の弁済に充てること

を請求することができない。

第 24 条第 1 項を次のように改める。

特定公共賃貸住宅及び共同施設の修繕に要する費用は、市の負担とする。ただし、畳の表替え、ふすま及び障子の張替え等の軽微な修繕に要する費用を除く。

第 32 条第 2 項を次のように改める。

- 2 入居者は、前項の検査のときまでに、入居者の費用で、畳の表替え、ふすま及び障子の張替え等並びに特定公共賃貸住宅の清掃を行うほか、入居者の責めに帰すべき事由による汚損、毀損等の原状回復を行わなければならない。

(浜田市雇用促進住宅条例の一部改正)

第 3 条 浜田市雇用促進住宅条例（平成 22 年浜田市条例第 24 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 6 号を削る。

第 19 条中第 3 項を第 4 項とし、同条第 2 項ただし書中「未納の家賃、未納の第 21 条第 2 項の共益費」を「賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務の不履行」に、「これ」を「これら」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

- 2 入居者が賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務を履行しないときは、市長は、敷金をその債務の弁済に充てることができる。この場合において、入居者は、市長に対し、敷金をもって賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務の不履行の弁済に充てることを請求することができない。

第 20 条第 1 項ただし書中「破損ガラスの取替え等」を「ふすま及び障子の張替え等」に改め、「及び給水栓、点滅器その他附帯設備の構造上重要でない部分の修繕」を削る。

第 28 条第 2 項中「増築している」を「増築した」に、「前項の検査のときまでに」を「第 1 項の検査のときまでに、」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

- 2 入居者は、前項の検査のときまでに、入居者の費用で、畳の表替え、ふすま及び障子の張替え等並びに雇用促進住宅の清掃を行うほか、入居者の責めに帰すべき事由による汚損、毀損等の原状回復を行わなければならない。

第 35 条中第 3 項を第 4 項とし、同条第 2 項ただし書中「未納の駐車料

金」を「賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務の不履行」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

- 2 入居者が賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務を履行しないときは、市長は、駐車場敷金をその債務の弁済に充てることができる。この場合において、入居者は、市長に対し、駐車場敷金をもって賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務の不履行の弁済に充てることを請求することができない。

（浜田市集団移転住宅条例の一部改正）

第 4 条 浜田市集団移転住宅条例（平成 17 年浜田市条例第 250 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の 3 中第 1 号を削り、第 2 号を第 1 号とし、同条第 3 号中「前 2 号」を「前号」に改め、同号を同条第 2 号とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 第 1 条の規定による改正後の浜田市営住宅条例（以下「改正後の市営住宅条例」という。）第 6 条第 1 項各号の規定及び第 3 条の規定による改正後の浜田市雇用促進住宅条例第 8 条の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始した入居者の公募について適用し、施行日前に開始した入居者の公募については、なお従前の例による。
- 3 改正後の市営住宅条例第 11 条第 1 項第 1 号の規定は、施行日以後に提出する請書について適用し、施行日前に提出する請書については、なお従前の例による。
- 4 改正後の市営住宅条例第 42 条第 3 項の規定は、施行日以後に到来した支払期に係る支払期後の利息について適用し、施行日前に到来した支払期に係る支払期後の利息については、なお従前の例による。

議案第 13 号

浜田市地域定住住宅条例の制定について

浜田市地域定住住宅条例を次のように定める。

令和 2 年 2 月 25 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

浜田市地域定住住宅条例

（目的及び設置）

第 1 条 低廉な家賃の住宅を供給することにより、地域の定住化及び活性化を図るため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 1 項の規定に基づき、浜田市地域定住住宅（以下「定住住宅」という。）を設置する。

（名称及び所在地）

第 2 条 定住住宅の名称及び所在地は、別表のとおりとする。

（管理）

第 3 条 定住住宅の管理は、法人その他の団体であって、市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせる。

（指定管理者が行う業務）

第 4 条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 定住住宅の維持管理に関する業務
- (2) 前号に掲げるもののほか、定住住宅の管理上、市長が必要と認める業務

（入居者の公募の方法）

第 5 条 市長は、定住住宅の入居者の公募を次に掲げる方法のうち、2 以上の方法によって行うものとする。

- (1) 浜田市掲示場への掲示
- (2) 浜田市報への掲載
- (3) 浜田市ホームページへの掲載

2 前項の公募は、次に掲げる事項を公表して行うものとする。

- (1) 所在地、戸数、規格及び構造
- (2) 入居者の資格
- (3) 家賃その他賃貸の条件
- (4) 申込方法
- (5) 入居者の選定方法
- (6) 入居の時期
- (7) その他市長が必要と認める事項

（公募の例外）

第 6 条 市長は、次の各号に掲げる事由のいずれかに該当する者について、公募を行わず、定住住宅に入居させることができる。

- (1) 災害による住宅の滅失
- (2) 不良住宅の撤去
- (3) 公共事業の執行による住宅の移転

(入居者の資格)

第 7 条 定住住宅に入居することができる者は、次の各号に掲げる条件をいずれも具備する者でなければならない。

- (1) 自ら居住するための住宅を必要とする者であつて、入居後、定住住宅を生活の本拠とするものであること。
- (2) その者又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でない者であること。

(入居の申込み及び決定)

第 8 条 定住住宅に入居しようとする者は、あらかじめ市長に入居の申込みをしなければならない。

- 2 市長は、前項の申込みがあつたときは、その内容を審査し、入居者として決定したときは、その旨を当該入居者として決定した者に対し通知するものとする。

(入居の手續)

第 9 条 前条第 2 項の規定により入居者として決定された者は、市長が別に定める日までに、次に掲げる手續をしなければならない。

- (1) 入居に係る契約（以下「契約」という。）を締結すること。
- (2) 市長が適当と認める連帯保証人 1 人を立てること。
- (3) 第 17 条第 1 項の敷金を納付すること。
- (4) 市長が別に定める書類を提出すること。
- 2 市長は、前条第 2 項の規定により入居者として決定された者が前項に規定する期間内に同項各号に掲げる手續をしないときは、入居の決定を取り消すことができる。

(同居の承認)

第 10 条 入居者は、定住住宅への入居の際に同居した親族以外の者を同居させようとするときは、市長の承認を得なければならない。

- 2 市長は、前項の規定により入居者が同居させようとする者が暴力団員であるときは、同項の承認をしてはならない。

(同居者の異動)

第 11 条 入居者は、出生、死亡、離婚等により同居者の異動があったときは、市長に届け出なければならない。

(入居の承継等)

第 12 条 入居者が死亡し、又は退去した場合において、その死亡時又は退去時の同居者が引き続き当該定住住宅に居住を希望するときは、当該同居者は、市長の承認を得て、第 9 条（第 1 項第 3 号を除く。）の規定による手続をしなければならない。

2 市長は、前項の規定により入居の承継の承認を受けようとする者が暴力団員であるとき（同居者が該当する場合を含む。）は、同項の承認をしてはならない。

3 入居者は、氏名又は連絡先の変更があったときは、市長に届け出なければならない。

(連帯保証人の変更)

第 13 条 入居者は、連帯保証人を変更しようとするときは、新しい連帯保証人を立て、新たに契約を締結しなければならない。

2 入居者は、連帯保証人の氏名、住所又は連絡先の変更があったときは、市長に届け出なければならない。

(家賃)

第 14 条 定住住宅の家賃は、別表のとおりとする。

2 市長は、入居者の契約期間の開始日から定住住宅を明け渡した日までの間について、家賃を徴収する。

3 入居者は、毎月末までにその月の家賃を納付しなければならない。

4 入居者が新たに定住住宅に入居した場合又は定住住宅を明け渡した場合において、その月の入居期間が 1 月に満たないときは、その月の家賃は、日割計算による。この場合において、当該家賃の額に 100 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。

5 入居者が第 26 条に規定する手続を経ないで定住住宅を明け渡したときは、第 2 項の規定にかかわらず、市長が明渡しの日を認定し、その日までの家賃を徴収する。

(家賃の減免又は徴収猶予)

第 15 条 市長は、災害その他特別の事情が発生した場合においては、当該家賃の減免又は徴収の猶予が必要と認められる者に対し、市長が別に定める基準により、当該家賃の減免又は徴収の猶予をすることができる。

(督促)

第 16 条 市長は、家賃を第 14 条第 3 項に規定する期限までに納付しない者があるときは、督促状を発行するものとする。

(敷金)

第 17 条 市長は、入居者から入居時における 3 月分の家賃に相当する金額の敷金を徴収するものとする。

2 入居者が賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務を履行しないときは、市長は、敷金をその債務の弁済に充てることができる。この場合において、入居者は、市長に対し、敷金をもって賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務の不履行の弁済に充ててことを請求することができない。

3 第 1 項の敷金は、入居者が定住住宅を明け渡すとき、これを還付する。ただし、賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務の不履行又は損害賠償金があるときは、敷金のうちからこれらを控除した額を還付する。

4 敷金には利子を付けない。

(修繕費の負担)

第 18 条 定住住宅の修繕に要する費用は、市の負担とする。ただし、畳の表替え、ふすま及び障子の張替え等の軽微な修繕に要する費用を除く。

2 入居者の責めに帰すべき事由によって修繕の必要が生じたときは、前項の規定にかかわらず、入居者は、その修繕をし、その費用を負担しなければならない。

(入居者の費用負担義務)

第 19 条 次に掲げる費用は、入居者の負担とする。

- (1) 電気、ガス、水道及び下水道の使用料
- (2) 汚物及びじんかいの処理に要する費用
- (3) 前 2 号に定めるもののほか、市長が別に定める費用

(入居者の保管義務等)

第 20 条 入居者は、定住住宅の使用について必要な注意を払い、これを正常な状態において維持しなければならない。

2 入居者の責めに帰すべき事由により、定住住宅が滅失、毀損等をしたときは、入居者が原形に回復し、又はこれに要する費用を賠償しなければならない。

第 21 条 入居者は、定住住宅を他の者に貸し、又はその入居の権利を他の者

に譲渡してはならない。

第 22 条 入居者は、定住住宅を自己の居住以外の用途に使用してはならない。

第 23 条 入居者は、他の入居者又は周辺住民の迷惑となる行為をしてはならない。

第 24 条 入居者は、定住住宅の模様替え又は増築をしてはならない。ただし、原状回復又は撤去が容易である場合において、市長の承認を得たときは、この限りでない。

2 入居者は、前項ただし書の規定により定住住宅の模様替え又は増築をした場合において、定住住宅を明け渡すとき又は市長から請求があったときは、自己の費用で原状回復又は撤去を行わなければならない。

3 第 1 項ただし書の承認を得ずに定住住宅の模様替え又は増築をしたときは、入居者は、自己の費用で原状回復又は撤去を行わなければならない。
(契約の解除及び明渡請求)

第 25 条 市長は、入居者が次の各号のいずれかに該当する場合においては、その契約を解除し、当該入居者に対し、定住住宅の明渡しを請求することができる。

(1) 不正な行為によって入居したとき。

(2) 家賃を 3 月以上滞納したとき。

(3) 定住住宅を故意に毀損したとき。

(4) 第 10 条第 1 項、第 12 条第 1 項及び第 20 条から前条までの規定に違反したとき。

(5) 入居者又はその同居者が暴力団員であることが判明したとき。

2 前項の規定により定住住宅の明渡しの請求を受けた入居者は、速やかに当該定住住宅を明け渡さなければならない。

(住宅の明渡し)

第 26 条 入居者は、定住住宅を明け渡すときは、当該明渡しの日の 30 日前までに市長にその旨を届け出るとともに、市長が指定する者の検査を受け、その指示に従わなければならない。

2 入居者は、前項の検査のときまでに、入居者の費用で、畳の表替え、ふすま及び障子の張替え等並びに定住住宅の清掃を行うほか、入居者の責めに帰すべき事由による汚損、毀損等の原状回復を行わなければならない。

3 入居者は、第 24 条第 1 項ただし書の規定により定住住宅の模様替え又は増築をしたときは、第 1 項の検査のときまでに、同条第 2 項の規定によ

る原状回復又は撤去を行わなければならない。

(立入検査)

第 27 条 市長は、定住住宅の管理上必要があると認めるときは、市長が指定する者に定住住宅の検査をさせ、又は入居者に対して適当な指示をさせることができる。

2 前項の検査において、現に使用している定住住宅に立ち入るときは、あらかじめ当該定住住宅の入居者の承諾を得なければならない。

3 第 1 項の検査を行う者は、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(委任)

第 28 条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

(浜田市一般市営住宅条例等の廃止)

2 次に掲げる条例（以下これらを「旧条例」という。）は、廃止する。

(1) 浜田市一般市営住宅条例（平成 17 年浜田市条例第 248 号）

(2) 浜田市営地域定住住宅条例（平成 18 年浜田市条例第 31 号）

(3) 浜田市若者住宅条例（平成 17 年浜田市条例第 251 号）

(経過措置)

3 この条例の施行の際、現に旧条例の規定により指定を受けている指定管理者は、第 3 条の規定により指定を受けた指定管理者とみなす。

4 この条例の施行の日の前日までに、旧条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

別表（第2条、第14条関係）

名称	所在地	構造	建設年度	戸数	家賃の月額
七条住宅 3号	浜田市金城町七条イ 975 番地 16	木造平家建	昭和 53 年度	1 戸	24,000 円
重富住宅	浜田市旭町重富 461 番地	プレキャストコンクリート造 2 階建	昭和 56 年度	2 戸	14,800 円
今市住宅	浜田市旭町今市 570 番地 1	プレキャストコンクリート造 2 階建	昭和 56 年度	2 戸	14,800 円
市木住宅	浜田市旭町市木 3735 番地 1	木造平家建	平成 3 年度	1 戸	28,000 円
大和屋住宅	浜田市弥栄町長安本郷 496 番地	木造平家建	明治 26 年度	1 戸	30,000 円
城北住宅 1号棟	浜田市弥栄町木都賀イ 821 番地 25	木造 2 階建	平成 4 年度	1 戸	23,000 円
寺組住宅 4号棟	浜田市弥栄町長安本郷 370 番地 5	木造 2 階建	平成 5 年度	1 戸	23,000 円
錦ヶ岡住宅 6号棟	浜田市弥栄町木都賀イ 521 番地 2	木造 2 階建	平成 7 年度	1 戸	28,000 円
長安住宅 1号棟	浜田市弥栄町長安本郷 552 番地 2	木造 2 階建	平成 9 年度	5 戸	22,000 円
長安住宅 2号棟	浜田市弥栄町長安本郷 552 番地 8	木造 2 階建	平成 10 年度	2 戸	22,000 円
錦ヶ岡住宅 1号棟	浜田市弥栄町木都賀イ 521 番地 5	木造 2 階建	平成 10 年度	1 戸	23,000 円
錦ヶ岡住宅 2号棟	浜田市弥栄町木都賀イ 521 番地 6	木造平家建	平成 10 年度	1 戸	23,000 円
錦ヶ岡住宅 3号棟	浜田市弥栄町木都賀イ 587 番地 3	木造 2 階建	平成 11 年度	1 戸	23,000 円
錦ヶ岡住宅 4号棟	浜田市弥栄町木都賀イ 587 番地 1	木造 2 階建	平成 11 年度	1 戸	23,000 円
錦ヶ岡住宅 5号棟	浜田市弥栄町木都賀イ 587 番地 4	木造 2 階建	平成 11 年度	1 戸	23,000 円

栃木住宅 1 号棟	浜田市弥栄町栃木 319 番地 3	木造 2 階建	平成 11 年度	1 戸	23,000 円
栃木住宅 2 号棟	浜田市弥栄町栃木 320 番地	木造平家建	平成 11 年度	1 戸	23,000 円
寺組住宅 1 号棟	浜田市弥栄町長安 本郷 441 番地 3	木造 2 階建	平成 12 年度	2 戸	22,000 円
寺組住宅 2 号棟	浜田市弥栄町長安 本郷 441 番地 3	木造 2 階建	平成 12 年度	2 戸	22,000 円
寺組住宅 3 号棟	浜田市弥栄町長安 本郷 441 番地 3	木造平家建	平成 12 年度	2 戸	22,000 円
長安住宅 3 号棟	浜田市弥栄町長安 本郷 552 番地 4	木造平家建	平成 13 年度	4 戸	18,000 円
塚ノ元住宅 2 号棟	浜田市弥栄町木都 賀イ 490 番地 2	木造平家建	平成 13 年度	4 戸	18,000 円
栃木住宅 3 号棟	浜田市弥栄町栃木 319 番地 1	木造 2 階建	平成 16 年度	1 戸	23,000 円
栃木住宅 4 号棟	浜田市弥栄町栃木 319 番地 8	木造 2 階建	平成 16 年度	1 戸	23,000 円
栃木住宅 5 号棟	浜田市弥栄町栃木 320 番地 1	木造 2 階建	平成 17 年度	1 戸	23,000 円
長安住宅 4 号棟	浜田市弥栄町長安 本郷 552 番地 3	木造 2 階建	平成 17 年度	1 戸	23,000 円
栃木住宅 6 号棟	浜田市弥栄町栃木 319 番地 7	木造 2 階建	平成 18 年度	1 戸	23,000 円
栃木住宅 7 号棟	浜田市弥栄町栃木 319 番地 9	木造 2 階建	平成 18 年度	1 戸	23,000 円
塚ノ元住宅 3 号棟	浜田市弥栄町木都 賀イ 489 番地 6	木造平家建	平成 20 年度	1 戸	23,000 円
下谷住宅 1 号棟	浜田市弥栄町木都 賀イ 1033 番地	木造平家建	平成 22 年度	1 戸	23,000 円
下谷住宅 2 号棟	浜田市弥栄町木都 賀イ 1033 番地	木造平家建	平成 23 年度	1 戸	23,000 円
大坪住宅 1	浜田市弥栄町大坪	木造平家建	平成 27 年度	3 戸	15,000 円

号棟	159 番地 3				
大坪住宅 2 号棟	浜田市弥栄町大坪 159 番地 3	木造平家建	平成 27 年度	3 戸	15,000 円
向野田住宅 A 棟	浜田市三隅町向野 田 603 番地 8	鉄骨造平家建	昭和 59 年度	2 戸	15,000 円
向野田住宅 B 棟	浜田市三隅町向野 田 603 番地 8	鉄骨造 2 階建	昭和 59 年度	4 戸	33,000 円
向野田住宅 C 棟	浜田市三隅町向野 田 613 番地 3	木造 2 階建	昭和 59 年度	2 戸	35,000 円

議案第 14 号

浜田市工業用水道料金徴収条例の一部を改正する条例について

浜田市工業用水道料金徴収条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年 2 月 25 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

浜田市工業用水道料金徴収条例の一部を改正する条例

浜田市工業用水道料金徴収条例（平成 17 年浜田市条例第 264 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号及び第 2 号中「48 円」を「29 円」に改め、同条第 3 号中「55 円」を「33 円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 2 年 10 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の浜田市工業用水道料金徴収条例第 2 条の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る料金について適用し、同日前の使用に係る料金については、なお従前の例による。

議案第 15 号

指定管理者の指定について（山陰浜田港公設市場）

山陰浜田港公設市場の管理について、指定管理者の指定をしたいので、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求める。

令和 2 年 2 月 25 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

施設の名称	山陰浜田港公設市場
指定管理者	住 所：広島県広島市中区大手町 5 丁目 3 番 12 号 名 称：株式会社第一ビルサービス 代表者：代表取締役 杉 川 聡
指定の期間	令和 2 年 11 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで

（参 考）

根拠法 地方自治法第 244 条の 2 第 3 項

議案第 16 号

工事請負契約の変更について

平成 30 年 12 月 19 日議決を経た、浜田漁港 7 号荷さばき所建設に伴う建築主体工事請負契約について次のとおり変更したいので、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号及び浜田市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 2 年 2 月 25 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

契約の金額	変更前	1,603,800,000 円
	変更後	1,619,032,800 円

議案第 17 号

市道路線の廃止について

次のとおり市道の路線を廃止することについて、道路法第 10 条第 3 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 2 年 2 月 25 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

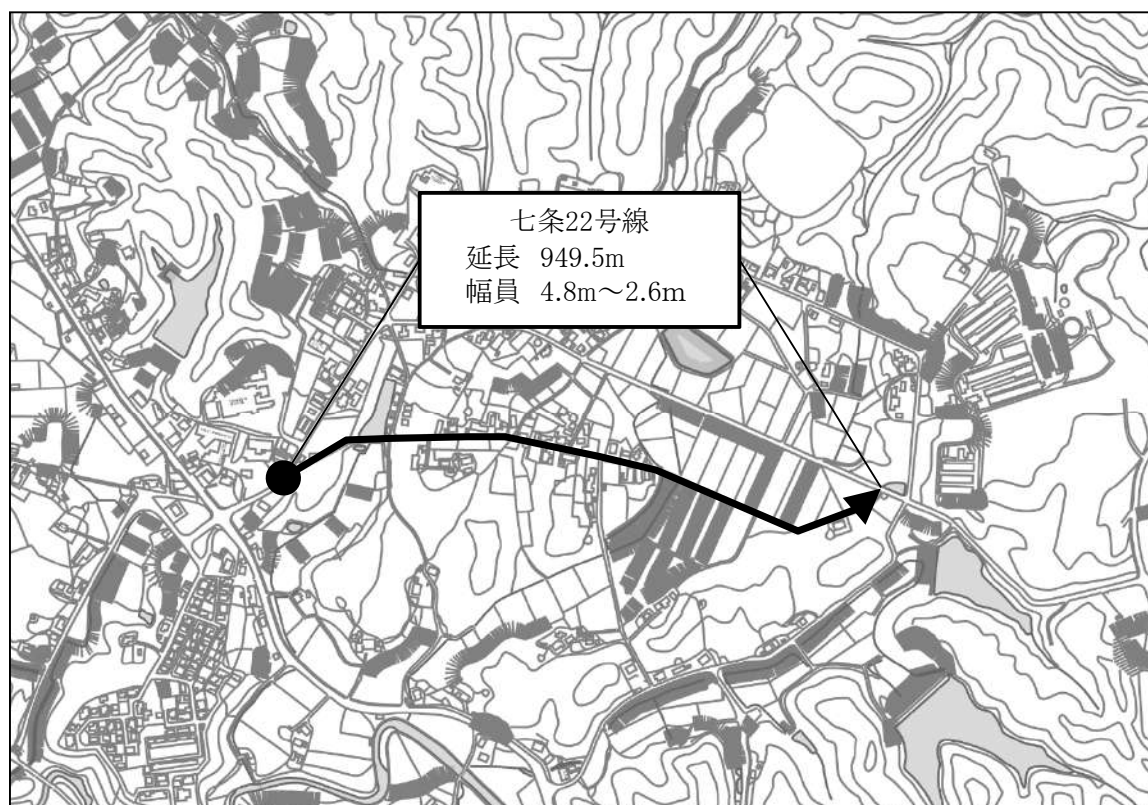
市道廃止路線

[illegible]

廃止



廢止



議案第 18 号

市道路線の認定について

次のとおり市道の路線を認定することについて、道路法第 8 条第 2 項の規定により、議会の議決を求める。

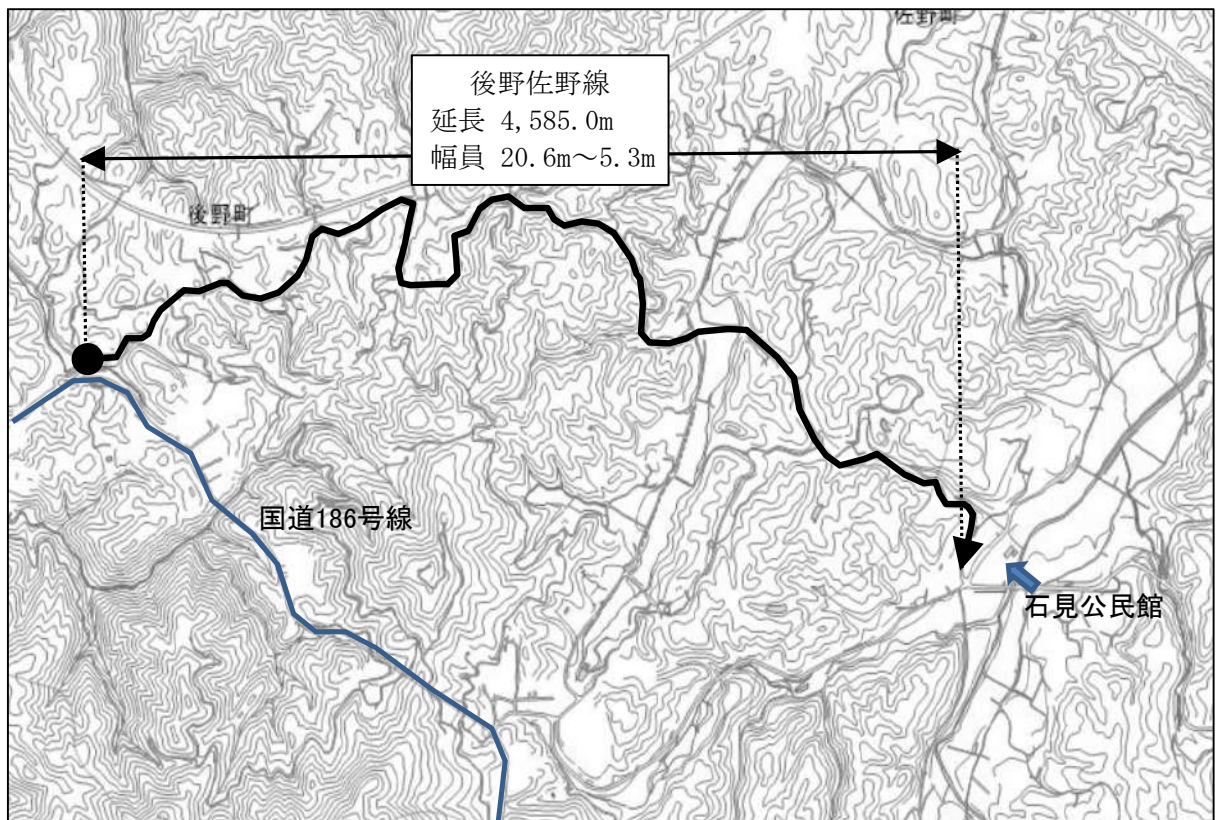
令和 2 年 2 月 25 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

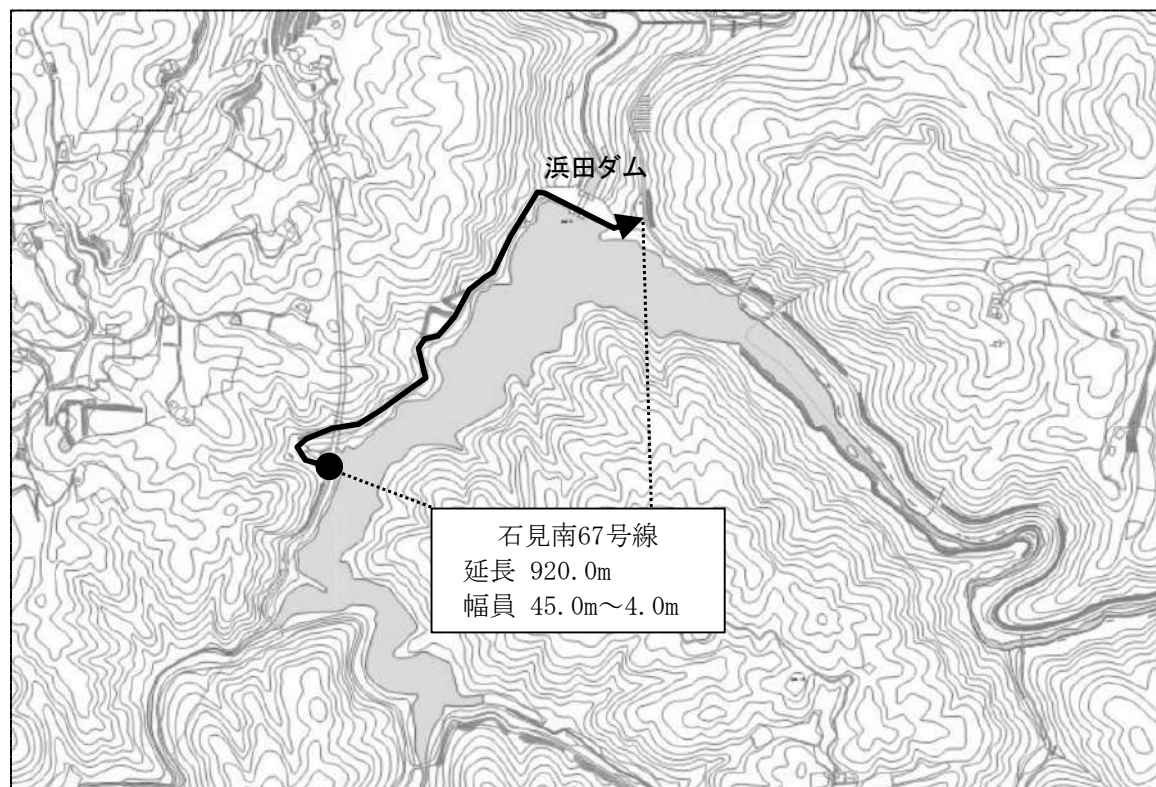
市道認定路線

路線番号	路 線 名	起 点	延 長	敷 地 の 最大幅員	敷 地 の 最小幅員
		終 点			
00-1-016	後野佐野線	後野町698番1地先	4,585.0 m	20.6 m	5.3 m
		佐野町イ330番2地先			
06-3-067	石見南67号線	三階町1551番2地先	920.0 m	45.0 m	4.0 m
		河内町3222番4地先			
10-3-031	美川南31号線	櫛田原町206番地先	341.3 m	18.5 m	5.2 m
		櫛田原町278番6地			
10-3-078	美川南78号線	櫛田原町375番4地	57.6 m	19.0 m	4.5 m
		櫛田原町374番5地			
43-3-063	美又63号線	金城町追原5番1地先	176.0 m	5.7 m	4.3 m
		金城町追原73番4地先			
46-3-022	七条22号線	金城町七条ハ565番9地	936.6 m	33.0 m	2.6 m
		金城町七条ニ75番内1地			
31-3-190	安城190号線	弥栄町門田848番3地先	143.8 m	4.1 m	3.9 m
		弥栄町門田848番18地先			
31-3-191	安城191号線	弥栄町門田848番13地先	318.3 m	5.9 m	3.9 m
		弥栄町門田495番5地先			
31-3-192	安城192号線	弥栄町門田844番地先	338.0 m	5.1 m	4.0 m
		金城町小国868番4地先			
24-3-169	三隅169号線	三隅町三隅1355番地先	282.2 m	16.5 m	4.4 m
		三隅町三隅1537番7地先			
24-3-170	三隅170号線	三隅町三隅1681番8地先	631.0 m	12.2 m	4.6 m
		三隅町三隅2124番3地先			
26-3-189	井野189号線	三隅町井野ハ661番2地先	82.2 m	10.3 m	3.1 m
		三隅町井野ハ658番3地先			
		以下余白			

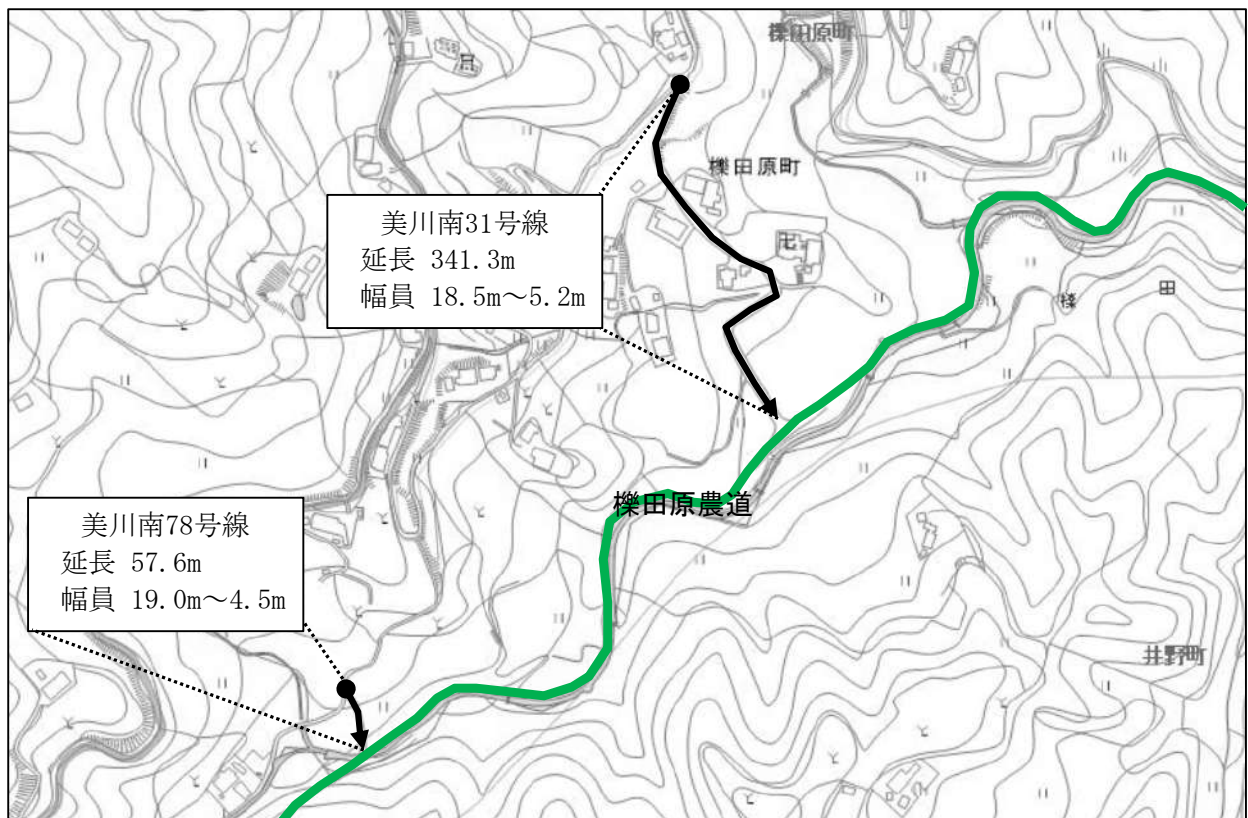
認定



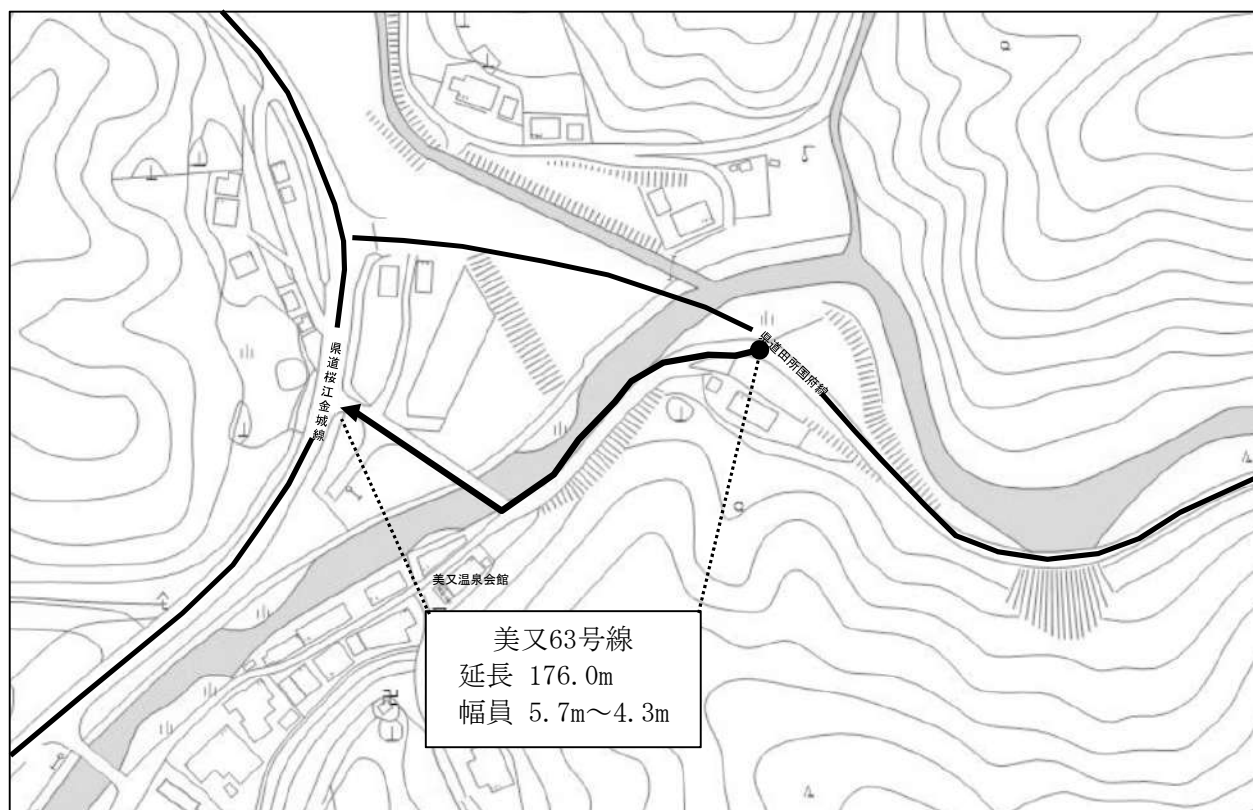
認 定



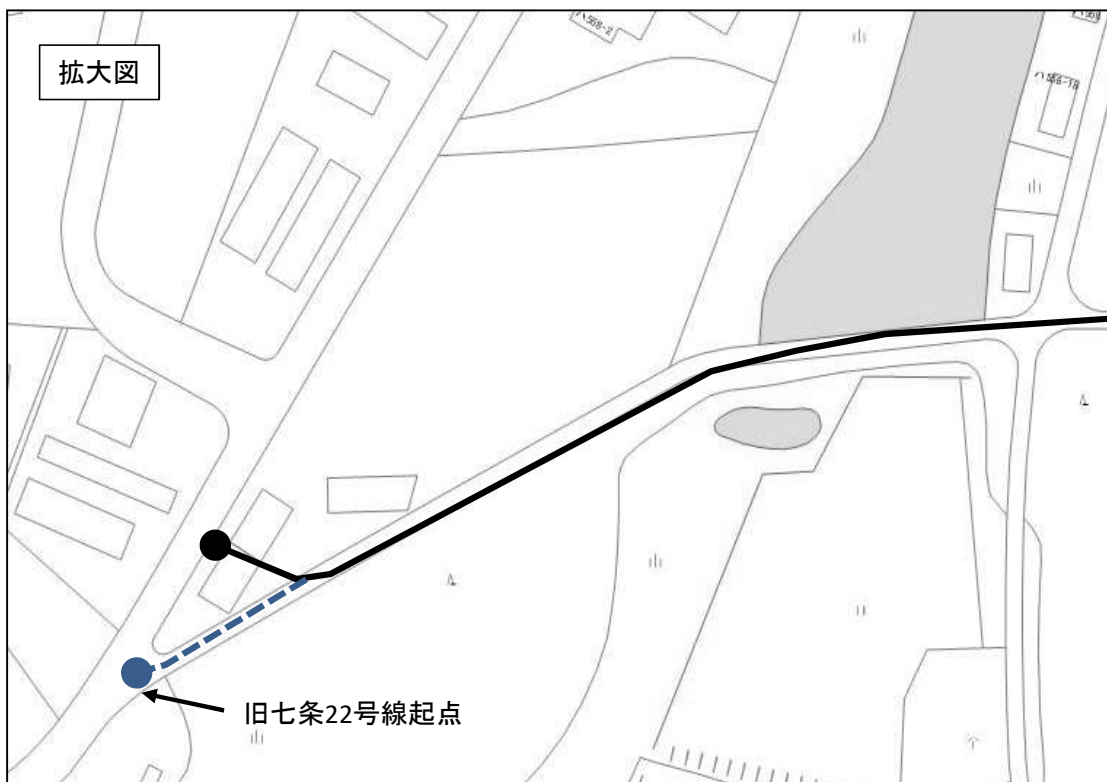
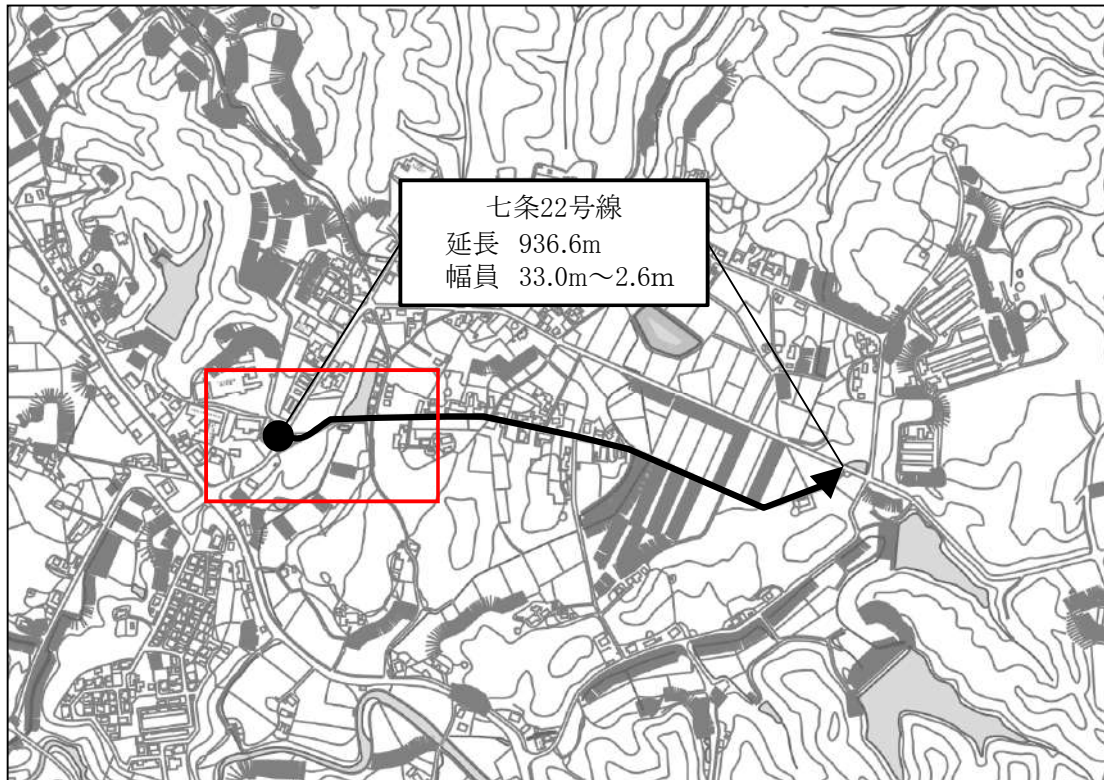
認 定



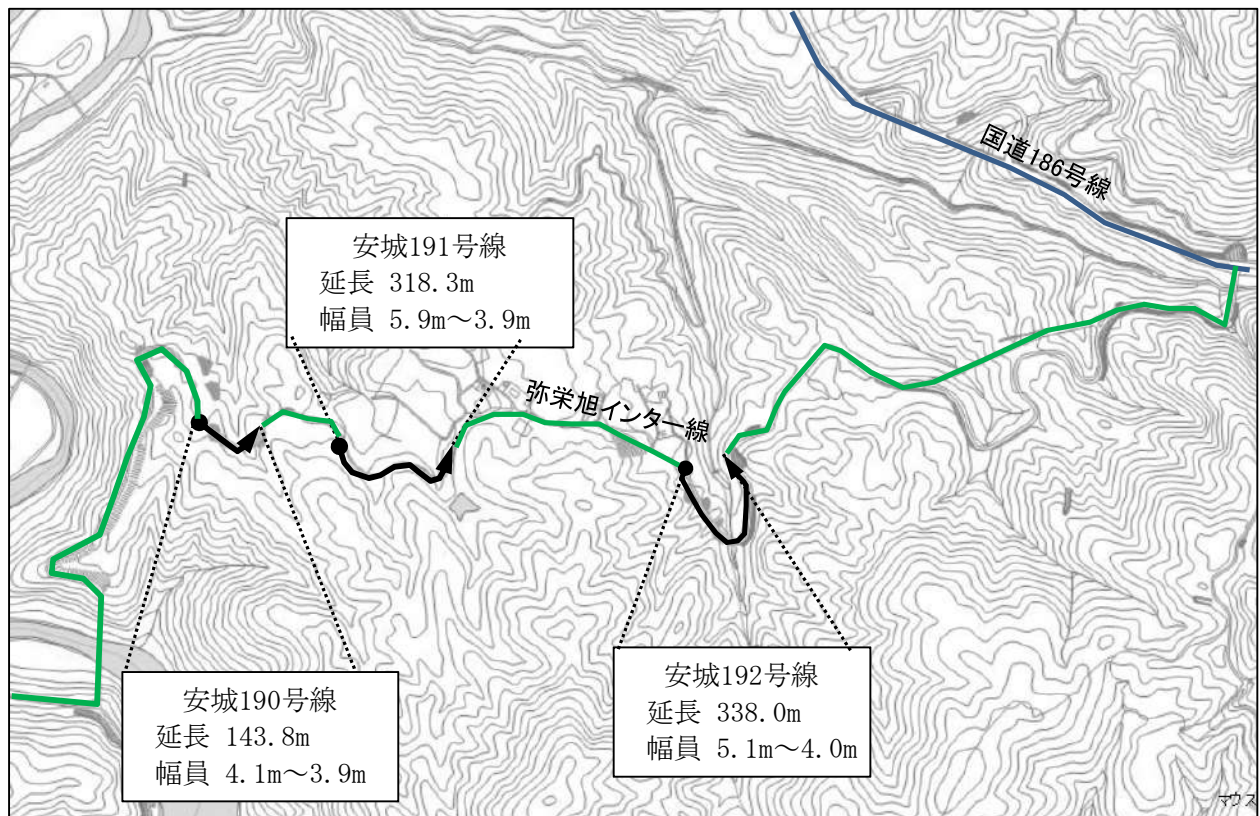
認 定



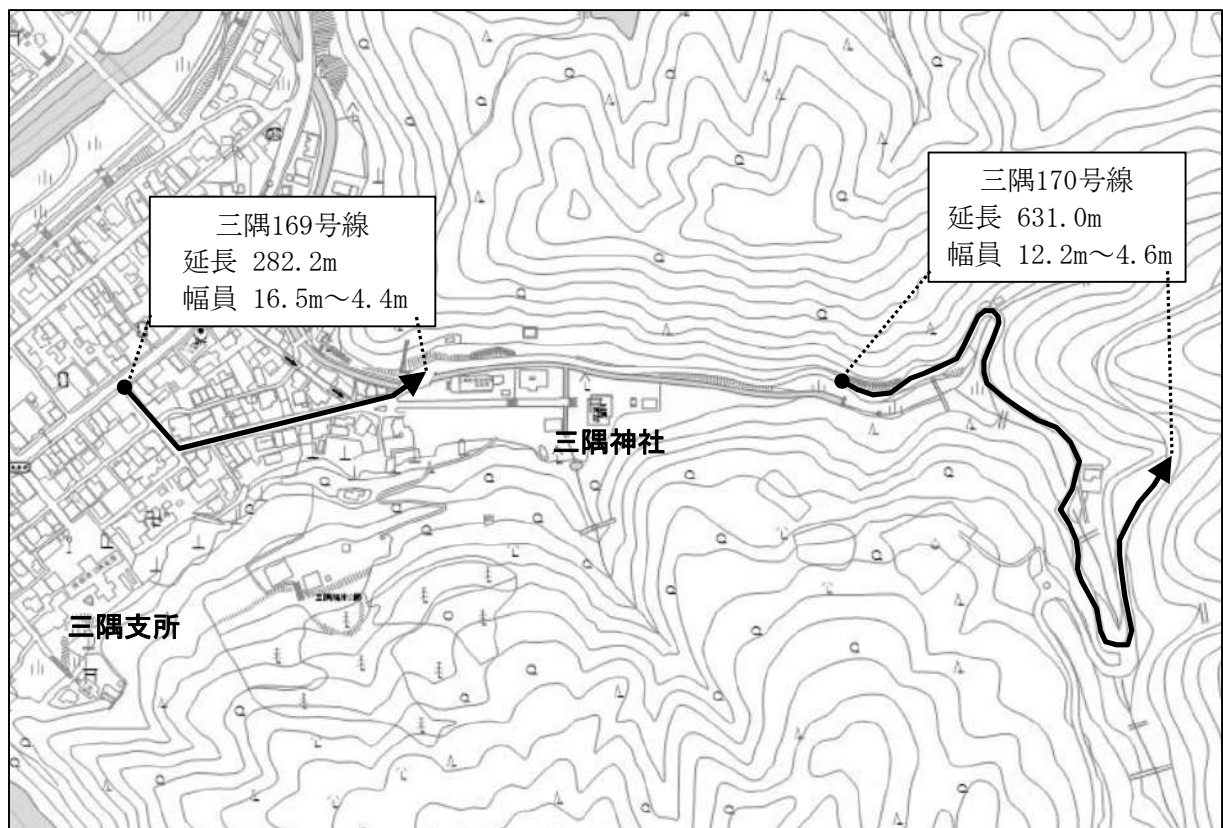
認定



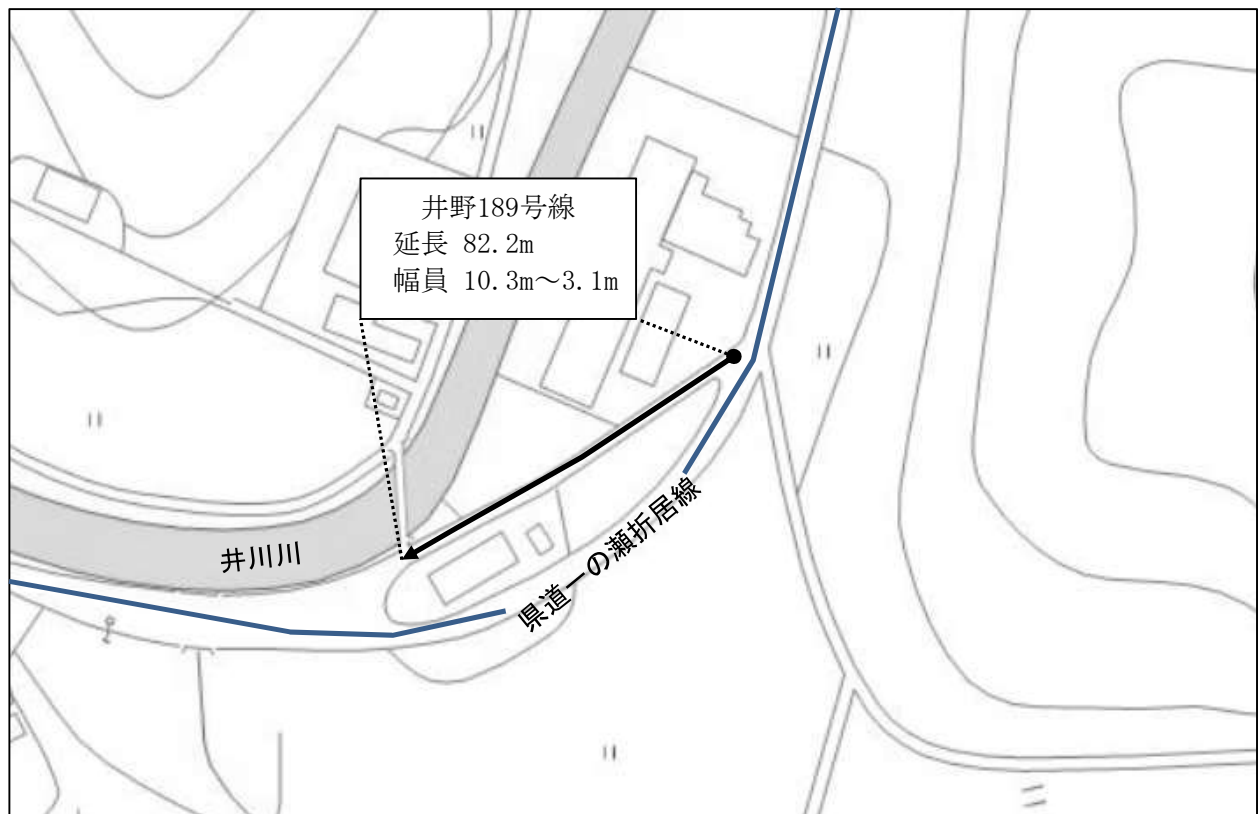
認定



認 定



認 定



議案第 19 号

浜田市過疎地域自立促進計画の変更について

過疎地域自立促進特別措置法第 6 条第 7 項の規定により、浜田市過疎地域自立促進計画を別紙のとおり変更することについて、議会の議決を求める。

令和 2 年 2 月 25 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

浜田市過疎地域自立促進計画（変更）

都道府県名 島 根 県

市町村名 浜 田 市

区 分	変 更 前						変 更 後						備考																																																																					
表紙	(平成 28 年度～平成 32 年度)						表紙の計画期間を次の内容に変更します。 (平成 28 年度～令和 2 年度)																																																																											
1. 基本的な事項	<table><tr><td>区 分</td><td>平成22年</td><td>平成27年</td><td>平成32年</td><td>平成37年</td><td>平成42年</td><td>平成47年</td></tr><tr><td>総 数</td><td>人 61,713</td><td>人 58,367</td><td>人 55,166</td><td>人 52,154</td><td>人 49,480</td><td>人 47,063</td></tr></table>						区 分	平成22年	平成27年	平成32年	平成37年	平成42年	平成47年	総 数	人 61,713	人 58,367	人 55,166	人 52,154	人 49,480	人 47,063	<table><tr><td>区 分</td><td>平成22年</td><td>平成27年</td><td>令和2年</td><td>令和7年</td><td>令和12年</td><td>令和17年</td></tr><tr><td>総 数</td><td>人 61,713</td><td>人 58,367</td><td>人 55,166</td><td>人 52,154</td><td>人 49,480</td><td>人 47,063</td></tr></table>						区 分	平成22年	平成27年	令和2年	令和7年	令和12年	令和17年	総 数	人 61,713	人 58,367	人 55,166	人 52,154	人 49,480	人 47,063	<table><tr><td>区 分</td><td>平成52年</td><td>平成57年</td><td>平成62年</td><td>平成67年</td><td>平成72年</td></tr><tr><td>総 数</td><td>人 44,738</td><td>人 42,584</td><td>人 40,685</td><td>人 39,029</td><td>人 37,619</td></tr></table>						区 分	平成52年	平成57年	平成62年	平成67年	平成72年	総 数	人 44,738	人 42,584	人 40,685	人 39,029	人 37,619	<table><tr><td>区 分</td><td>令和22年</td><td>令和27年</td><td>令和32年</td><td>令和37年</td><td>令和42年</td></tr><tr><td>総 数</td><td>人 44,738</td><td>人 42,584</td><td>人 40,685</td><td>人 39,029</td><td>人 37,619</td></tr></table>						区 分	令和22年	令和27年	令和32年	令和37年	令和42年	総 数	人 44,738	人 42,584	人 40,685	人 39,029	人 37,619						
	区 分	平成22年	平成27年	平成32年	平成37年	平成42年	平成47年																																																																											
	総 数	人 61,713	人 58,367	人 55,166	人 52,154	人 49,480	人 47,063																																																																											
	区 分	平成22年	平成27年	令和2年	令和7年	令和12年	令和17年																																																																											
総 数	人 61,713	人 58,367	人 55,166	人 52,154	人 49,480	人 47,063																																																																												
区 分	平成52年	平成57年	平成62年	平成67年	平成72年																																																																													
総 数	人 44,738	人 42,584	人 40,685	人 39,029	人 37,619																																																																													
区 分	令和22年	令和27年	令和32年	令和37年	令和42年																																																																													
総 数	人 44,738	人 42,584	人 40,685	人 39,029	人 37,619																																																																													
	一部見直して平成 32 年 3 月 31 日まで延長し、						7 頁（3）行財政の状況 ア 行政の状況中 3 行目を次の内容に変更します。 一部見直して令和 3 年 3 月 31 日まで延長し、																																																																											
	本計画の期間は、平成 28 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日までとする。						12 頁（5）計画期間を次の内容に変更します。 本計画の期間は、平成 28 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までとする。																																																																											
2. 産業の振興	(平成 28 年度～平成 32 年度)						18 頁（3）事業計画の計画期間を次の内容に変更します。 (平成 28 年度～令和 2 年度)																																																																											

区 分	変 更 前	変 更 後	備考					
3. 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進	(平成 28 年度～平成 32 年度)	23 頁（3）事業計画の計画期間を次の内容に変更します。 (平成 28 年度～令和 2 年度)						
		24 頁表中 29 行目に次の事業を追加します。 <table><tr><th>事業名</th><th>事業内容</th><th>事業主体</th></tr><tr><td>(6) 電気通信施設等 情報化のための 施設 有線テレビジョン放送施設</td><td>C A T V 中継局舎設備増設事業</td><td>浜田市</td></tr></table>	事業名	事業内容	事業主体	(6) 電気通信施設等 情報化のための 施設 有線テレビジョン放送施設	C A T V 中継局舎設備増設事業	浜田市
事業名	事業内容	事業主体						
(6) 電気通信施設等 情報化のための 施設 有線テレビジョン放送施設	C A T V 中継局舎設備増設事業	浜田市						
4. 生活環境の整備	(平成 28 年度～平成 32 年度)	28 頁（3）事業計画の計画期間を次の内容に変更します。 (平成 28 年度～令和 2 年度)						
		28 頁表中 14 行目に次の事業を追加します。 <table><tr><th>事業名</th><th>事業内容</th><th>事業主体</th></tr><tr><td>(3) 廃棄物処理施設 ゴミ処理施設</td><td>塵芥車更新事業</td><td>浜田市</td></tr></table>	事業名	事業内容	事業主体	(3) 廃棄物処理施設 ゴミ処理施設	塵芥車更新事業	浜田市
事業名	事業内容	事業主体						
(3) 廃棄物処理施設 ゴミ処理施設	塵芥車更新事業	浜田市						
5. 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(平成 28 年度～平成 32 年度)	32 頁（3）事業計画の計画期間を次の内容に変更します。 (平成 28 年度～令和 2 年度)						
6. 医療の確保	(平成 28 年度～平成 32 年度)	34 頁（3）事業計画の計画期間を次の内容に変更します。 (平成 28 年度～令和 2 年度)						

区 分	変 更 前	変 更 後	備考						
7. 教育の振興	(平成 28 年度～平成 32 年度)	37 頁（3）事業計画の計画期間を次の内容に変更します。 (平成 28 年度～ <u>令和 2 年度</u>)							
		37 頁表中 10 行目に次の事業を追加します。 <table><tr><td>事業名</td><td>事業内容</td><td>事業主体</td></tr><tr><td>(3) 集会施設、体育施設等 公民館</td><td>(仮称) 杵束コミュニティ 施設整備事業</td><td>浜田市</td></tr></table>	事業名	事業内容	事業主体	(3) 集会施設、体育施設等 公民館	(仮称) 杵束コミュニティ 施設整備事業	浜田市	
	事業名	事業内容	事業主体						
(3) 集会施設、体育施設等 公民館	(仮称) 杵束コミュニティ 施設整備事業	浜田市							
8. 地域文化の振興等	(平成 28 年度～平成 32 年度)	40 頁（3）事業計画の計画期間を次の内容に変更します。 (平成 28 年度～ <u>令和 2 年度</u>)							
9. 集落の整備	(平成 28 年度～平成 32 年度)	42 頁（3）事業計画の計画期間を次の内容に変更します。 (平成 28 年度～ <u>令和 2 年度</u>)							
10. その他地域の自立促進に関し必要な事項	(平成 28 年度～平成 32 年度)	44 頁（3）事業計画の計画期間を次の内容に変更します。 (平成 28 年度～ <u>令和 2 年度</u>)							
11. 過疎地域自立促進特別事業(一覧表)	(平成 28 年度～平成 32 年度)	45 頁事業計画の計画期間を次の内容に変更します。 (平成 28 年度～ <u>令和 2 年度</u>)							
裏表紙	(平成 28 年度～平成 32 年度)	裏表紙の計画期間を次の内容に変更します。 (平成 28 年度～ <u>令和 2 年度</u>)							

令和元年度

浜田市一般会計補正予算 (第 6 号)

令和元年度 浜田市一般会計補正予算（第 6 号）

令和元年度浜田市の一般会計補正予算（第 6 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 419,927 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 39,405,566 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 2 条 繰越明許費の追加は、「第 2 表 繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第 3 条 地方債の変更は、「第 3 表 地方債補正」による。

令和 2 年 2 月 25 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 市 税		7,462,430	△15,900	7,446,530
	1 市 民 税	2,880,174	△29,000	2,851,174
	4 市 た ば こ 税	348,961	11,000	359,961
	5 入 湯 税	2,755	2,100	4,855
13 分 担 金 及 び 負 担 金		362,043	△8,183	353,860
	1 分 担 金	38,847	△8,183	30,664
14 使 用 料 及 び 手 数 料		524,085	2,885	526,970
	1 使 用 料	345,129	2,885	348,014
15 国 庫 支 出 金		5,808,691	△151,282	5,657,409
	1 国 庫 負 担 金	3,601,771	△114,109	3,487,662
	2 国 庫 補 助 金	2,152,887	△27,509	2,125,378
	3 国 庫 委 託 金	54,033	△9,664	44,369
16 県 支 出 金		2,628,128	△124,005	2,504,123
	1 県 負 担 金	1,533,504	△11,149	1,522,355
	2 県 補 助 金	962,739	△105,752	856,987
	3 県 委 託 金	131,885	△7,104	124,781
17 財 産 収 入		249,141	△33,875	215,266
	2 財 産 売 払 収 入	172,554	△33,875	138,679
18 寄 附 金		1,009,587	360,000	1,369,587
	1 寄 附 金	1,009,587	360,000	1,369,587
19 繰 入 金		2,345,452	△413,137	1,932,315
	2 基 金 繰 入 金	2,215,452	△413,137	1,802,315
21 諸 収 入		1,339,154	△16,830	1,322,324
	1 延滞金・加算金及び過料	9,001	△4,400	4,601
	3 貸 付 金 元 利 収 入	163,764	705	164,469

款	項	補正前の額	補正額	計
	4 受 託 事 業 収 入	237,262	△16,592	220,670
	5 雑 入	929,100	3,457	932,557
22 市 債		3,938,397	△19,600	3,918,797
	1 市 債	3,938,397	△19,600	3,918,797
歳 入 合 計		39,825,493	△419,927	39,405,566

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総 務 費		5,440,953	206,779	5,647,732
	1 総 務 管 理 費	4,779,167	229,295	5,008,462
	2 徴 税 費	338,238	△5,748	332,490
	4 選 挙 費	92,127	△11,426	80,701
	5 統 計 調 査 費	27,979	△5,342	22,637
3 民 生 費		11,597,338	△187,546	11,409,792
	1 社 会 福 祉 費	6,600,195	△87,123	6,513,072
	2 児 童 福 祉 費	4,105,178	△77,699	4,027,479
	3 生 活 保 護 費	891,964	△22,724	869,240
4 衛 生 費		3,314,887	△18,546	3,296,341
	1 保 健 衛 生 費	1,795,346	9,519	1,804,865
	2 清 掃 費	1,519,541	△28,065	1,491,476
6 農 林 水 産 業 費		4,172,769	△137,601	4,035,168
	1 農 業 費	1,597,971	△112,193	1,485,778
	2 林 業 費	207,977	△23,296	184,681
	3 水 産 業 費	2,366,821	△2,112	2,364,709
7 商 工 費		910,050	△17,911	892,139
	1 商 工 費	910,050	△17,911	892,139
8 土 木 費		3,217,376	△100,959	3,116,417
	1 土 木 管 理 費	614,559	△27,772	586,787
	2 道 路 橋 梁 費	1,538,382	△2,742	1,535,640
	3 河 川 費	76,246	△2,519	73,727
	5 都 市 計 画 費	773,844	△47,773	726,071
	6 住 宅 費	213,715	△20,153	193,562
10 教 育 費		2,838,331	△35,021	2,803,310

款	項	補正前の額	補正額	計
	1 教 育 総 務 費	691,295	△10,080	681,215
	2 小 学 校 費	178,848	△1,300	177,548
	5 社 会 教 育 費	944,289	△16,641	927,648
	6 保 健 体 育 費	621,037	△7,000	614,037
11 災 害 復 旧 費		526,364	△125,461	400,903
	1 農林水産業施設災害復旧費	43,501	△24,995	18,506
	2 公共土木施設災害復旧費	482,863	△100,466	382,397
12 公 債 費		6,142,101	△3,661	6,138,440
	1 公 債 費	6,142,101	△3,661	6,138,440
歳 出 合 計		39,825,493	△419,927	39,405,566

第 2 表 繰越明許費補正

(追 加)

款	項	事業名	金額
06 農林水産業費	01 農業費	農業基盤整備促進事業	千円 7,850
06 農林水産業費	01 農業費	農地耕作条件改善事業	7,840
06 農林水産業費	03 水産業費	アユ種苗生産供給拠点整備支援事業	3,137
08 土木費	02 道路橋梁費	除雪車等整備事業	18,980
11 災害復旧費	01 農林水産業施設災害復旧費	31年農地災害復旧費	3,047
11 災害復旧費	01 農林水産業施設災害復旧費	31年農業用施設災害復旧費	643
11 災害復旧費	02 公共土木施設災害復旧費	29年公共土木施設災害復旧費	182,474

第 3 表 地方債補正

(変 更)

起債の目的	補正前 限度額	補正後 限度額
C A T V 整備事業	千円 28,600	千円 24,100
庁舎整備事業	150,900	122,100
過疎地域自立促進特別事業	164,800	244,300
福祉施設整備事業	97,000	94,000
火葬場整備事業	44,700	45,600
一般廃棄物処理施設整備事業	74,200	69,300
土地改良事業	113,300	97,600
自然災害防止事業	12,500	8,100
公園整備事業	113,000	121,200
教育施設整備事業	294,300	288,400
災害復旧事業	197,500	156,500

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 市 税	7,462,430	△15,900	7,446,530
13 分担金及び負担金	362,043	△8,183	353,860
14 使用料及び手数料	524,085	2,885	526,970
15 国庫支出金	5,808,691	△151,282	5,657,409
16 県支出金	2,628,128	△124,005	2,504,123
17 財産収入	249,141	△33,875	215,266
18 寄附金	1,009,587	360,000	1,369,587
19 繰入金	2,345,452	△413,137	1,932,315
21 諸収入	1,339,154	△16,830	1,322,324
22 市 債	3,938,397	△19,600	3,918,797
歳入合計	39,825,493	△419,927	39,405,566

(歳 出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
2総 務 費	5,440,953	206,779	5,647,732	△18,877	△20,700	336,234	△89,878
3民 生 費	11,597,338	△187,546	11,409,792	△85,685	6,700		△108,561
4衛 生 費	3,314,887	△18,546	3,296,341	△2,038	4,500	△7,239	△13,769
6農 林 水 産 業 費	4,172,769	△137,601	4,035,168	△75,699	△14,400	△26,935	△20,567
7商 工 費	910,050	△17,911	892,139		31,300	△1,265	△47,946
8土 木 費	3,217,376	△100,959	3,116,417	△27,691	6,600	△4,731	△75,137
10教 育 費	2,838,331	△35,021	2,803,310	△1,994	△5,900	△15,080	△12,047
11災 害 復 旧 費	526,364	△125,461	400,903	△70,303	△41,000	△52	△14,106
12公 債 費	6,142,101	△3,661	6,138,440				△3,661
歳 出 合 計	39,825,493	△419,927	39,405,566	△282,287	△32,900	280,932	△385,672

2 歳 入

1 市 税 (1 市 民 税)

款 項 目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 市 税	7,462,430	△15,900	7,446,530
1 市 民 税	2,880,174	△29,000	2,851,174
2 法 人	611,374	△29,000	582,374
4 市たばこ税	348,961	11,000	359,961
1 市たばこ税	348,961	11,000	359,961
5 入 湯 税	2,755	2,100	4,855
1 入 湯 税	2,755	2,100	4,855
13 分担金及び負担金	362,043	△8,183	353,860
1 分 担 金	38,847	△8,183	30,664
2 農林水産業費分担金	32,287	△7,093	25,194
3 土木費分担金	5,500	△1,038	4,462
4 災害復旧費分担金	386	△52	334
14 使用料及び手数料	524,085	2,885	526,970
1 使 用 料	345,129	2,885	348,014
1 総務使用料	96,308	△757	95,551
3 衛生使用料	17,552	4,315	21,867

(単位：千円)

節		説	明
区	分 金 額		
1 現 年 課 税 分	△29,000	現年課税分	△29,000
1 現 年 課 税 分	11,000	現年課税分	11,000
1 現 年 課 税 分	2,100	現年課税分	2,100
1 農 業 費 分 担 金	△6,433	中山間地域総合整備事業受益者分担金 農地有効利用支援整備分担金 農業水路等長寿命化・防災減災事業分担金	△4,503 △1,650 △280
2 林 業 費 分 担 金	△660	林地崩壊防止事業分担金	△660
1 道 路 橋 梁 費 分 担 金	△1,038	急傾斜地崩壊防止事業分担金（県単） 急傾斜地崩壊防止事業分担金（国庫）	△500 △538
1 農林水産業施設災害復旧費分担金	△52	3 1 年農地災害復旧費分担金 3 1 年農業用施設災害復旧費分担金	△139 87
2 総 務 管 理 使 用 料	△757	生活路線バス使用料	△757
2 保 健 衛 生 使 用 料	4,315	霊園維持管理料	175

14 使用料及び手数料 (1 使用料)

款 項 目	補正前の額	補正額	計
4 農林水産業使用料	2,344	△673	1,671
15 国庫支出金	5,808,691	△151,282	5,657,409
1 国庫負担金	3,601,771	△114,109	3,487,662
1 民生費国庫負担金	3,274,438	△54,626	3,219,812
4 災害復旧費国庫負担金	262,717	△59,483	203,234
2 国庫補助金	2,152,887	△27,509	2,125,378
1 総務費国庫補助金	38,550	△1,692	36,858
2 民生費国庫補助金	363,213	△7,570	355,643
5 土木費国庫補助金	449,361	△18,247	431,114
3 国庫委託金	54,033	△9,664	44,369
1 総務費国庫委託金	45,888	△9,664	36,224
16 県支出金	2,628,128	△124,005	2,504,123
1 県負担金	1,533,504	△11,149	1,522,355

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
		壺園永代使用料 4,140
2 農 業 使 用 料	△673	実践研修生滞在施設使用料 △673
1 社 会 福 祉 費 負 担 金	△13,615	特別障がい者手当等給付費 △8,317 保険基盤安定制度事業費 △298 障がい者医療費 △5,000
3 児 童 扶 養 手 当 負 担 金	△8,562	児童扶養手当給付費交付金 △8,562
4 児 童 手 当 負 担 金	△15,406	児童手当負担金 △15,406
5 生 活 保 護 費 負 担 金	△17,043	生活保護費 △17,043
1 公共土木施設災害復旧費負担金	△59,483	29年公共土木施設災害復旧費 △59,483
1 総 務 管 理 費 補 助 金	△1,692	地方創生推進交付金 △1,692
2 児 童 福 祉 費 補 助 金	△7,570	子ども・子育て支援交付金 △6,058 保育対策総合支援事業費 △1,512
2 都 市 計 画 費 補 助 金	△2,044	社会資本整備総合交付金 △2,044
3 住 宅 費 補 助 金	△16,203	社会資本整備総合交付金 △21,203 空き家対策総合支援事業費 5,000
3 選 挙 費 委 託 金	△9,664	参議院議員通常選挙執行委託費 △9,664

16 県支出金 (1 県負担金)

款 項 目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 民生費県負担金	1,415,946	△11,149	1,404,797
2 県補助金	962,739	△105,752	856,987
1 総務費県補助金	49,234	△917	48,317
2 民生費県補助金	221,867	△12,340	209,527
3 衛生費県補助金	50,145	△2,038	48,107
4 農林水産業費県補助金	533,193	△75,699	457,494
6 土木費県補助金	21,638	△2,444	19,194

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 社 会 福 祉 費 負 担 金	△4,778	国民健康保険基盤安定事業費 障がい者医療費 △2,278 △2,500
3 児 童 手 当 負 担 金	△3,110	児童手当負担金 △3,110
4 生 活 保 護 費 負 担 金	△3,261	生活保護費 △3,261
1 総 務 管 理 費 補 助 金	△917	島根県生活交通確保対策交付金 1,333 わくわく島根生活実現支援事業費 △2,250
1 社 会 福 祉 費 補 助 金	1,530	福祉医療費 1,530
2 児 童 福 祉 費 補 助 金	△13,870	子ども・子育て支援交付金 △6,058 しまねすくすく子育て支援事業交付金 △3,812 民間保育所運営対策事業交付金 △4,000
1 保 健 衛 生 費 補 助 金	△2,038	乳幼児医療費 △2,038
1 農 業 費 補 助 金	△72,132	がんばる地域応援総合事業費（農業） △10,972 半農半X就農前研修経費助成事業費 △1,440 半農半X定住定着助成事業費 △720 有害鳥獣緊急対策事業費 △1,427 多面的機能支払交付金 △2,548 就農パッケージづくり推進事業費 △80 産地パワーアップ事業推進費 △11,988 園芸産地再生担い手育成事業費 △1,802 農業人材力強化総合支援事業費 △3,000 農地利用最適化交付金 △4,709 農地有効利用支援整備事業費 △2,750 農業水路等長寿命化・防災減災事業費 △22,400 地域防災減災事業費 △5,000 経営体育成支援事業費 △3,296
2 林 業 費 補 助 金	△3,567	がんばる地域応援総合事業費（林業） △124 合板・製材生産強化対策事業費 △1,052 造林事業費 △891 林地崩壊防止事業費 △1,500
1 土 木 管 理 費 補 助 金	△2,444	木造住宅耐震改修等事業費 △412 がけ地近接等危険住宅移転事業費 △2,007

16 県支出金（2 県補助金）

款 項 目	補正前の額	補正額	計
7 教育費県補助金	23,390	△1,494	21,896
8 災害復旧費県補助金	56,307	△10,820	45,487
3 県委託金	131,885	△7,104	124,781
1 総務費県委託金	124,634	△7,104	117,530
17 財産収入	249,141	△33,875	215,266
2 財産売払収入	172,554	△33,875	138,679
1 不動産売払収入	156,967	△44,441	112,526
3 出資金配分金収入	0	10,566	10,566
18 寄附金	1,009,587	360,000	1,369,587
1 寄附金	1,009,587	360,000	1,369,587
1 総務費寄附金	1,004,020	360,000	1,364,020
19 繰入金	2,345,452	△413,137	1,932,315
2 基金繰入金	2,215,452	△413,137	1,802,315
1 財政調整基金繰入金	341,601	△341,601	0
2 減債基金繰入金	809,055	△20,907	788,148

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
		耐震対策緊急促進事業費 △2,275 老朽危険空き家除去支援事業費 2,250
2 社 会 教 育 費 補 助 金	△1,494	結集！しまねの子育て協働プロジェクト事業費 △1,494
1 農林水産業施設災害復旧費補助金	△10,820	3 1 年農地災害復旧費 △1,350 3 1 年農業用施設災害復旧費 △3,770 3 1 年林業施設災害復旧費 △5,700
4 選 挙 費 委 託 金	△1,762	県知事・県議選挙執行委託費 △1,762
5 統 計 調 査 費 委 託 金	△5,342	基幹統計調査委託費 △5,342
1 土 地 売 払 収 入	△43,974	土地売払収入 △43,974
2 そ の 他 不 動 産 売 払 収 入	△467	間伐材売払収入 △467
1 出 資 金 配 分 金 収 入	10,566	株式会社はまだ特産品センター出資金返還金 10,566
1 総 務 管 理 費 寄 附 金	360,000	ふるさと寄附金 360,000
1 財 政 調 整 基 金 繰 入 金	△341,601	財政調整基金繰入金 △341,601

19 繰 入 金 (2 基金繰入金)

款	項	目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
	3 市有財産有効活用推進基金繰入金		49,854	△9,712	40,142
	5 まちづくり振興基金繰入金		200,716	△2,200	198,516
	6 地域振興基金繰入金		250,211	△14,854	235,357
	7 ふるさと応援基金繰入金		432,217	△12,104	420,113
	8 電源立地促進対策交付金事業修繕、維持補修基金繰入金		7,942	△2,974	4,968
	9 農業振興基金繰入金		48,810	△1,000	47,810
	10 奨学基金繰入金		8,087	△7,785	302
21 諸 収 入			1,339,154	△16,830	1,322,324
	1 延滞金・加算金及び過料		9,001	△4,400	4,601
	1 延 滞 金		9,000	△4,400	4,600
	3 貸付金元利収入		163,764	705	164,469
	1 貸付金元利収入		163,764	705	164,469
	4 受託事業収入		237,262	△16,592	220,670
	2 農林水産業費受託事業収入		31,073	△15,331	15,742
	3 土木費受託事業収入		19,681	△1,261	18,420

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 減 債 基 金 繰 入 金	△20,907	減債基金繰入金 △20,907
1 市有財産有効活用推進基金繰入金	△9,712	市有財産有効活用推進基金繰入金 △9,712
1 まちづくり振興基金繰入金	△2,200	まちづくり振興基金繰入金 △2,200
1 地 域 振 興 基 金 繰 入 金	△14,854	地域振興基金繰入金 △14,854
1 ふ る さ と 応 援 基 金 繰 入 金	△12,104	ふるさと応援基金繰入金 △12,104
1 電源立地促進対策交付金事業修繕、維持補修基金繰入金	△2,974	電源立地促進対策交付金事業修繕、維持補修基金繰入金 △2,974
1 農 業 振 興 基 金 繰 入 金	△1,000	農業振興基金繰入金 △1,000
1 奨 学 基 金 繰 入 金	△7,785	奨学基金繰入金 △7,785
1 延 滞 金	△4,400	延 滞 金 △4,400
7 教 育 費 貸 付 金 元 利 収 入	705	浜田市奨学資金貸付金元金収入 705
2 林 業 費 受 託 事 業 収 入	△15,331	県林業公社造林事業費 △14,331 広域基幹林道事業費 △1,000

21 諸 収 入 （ 4 受託事業収入）

款 項 目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
5 雑 入	929,100	3,457	932,557
2 雑 入	929,098	3,457	932,555
22 市 債	3,938,397	△19,600	3,918,797
1 市 債	3,938,397	△19,600	3,918,797
1 総 務 債	247,700	△4,400	243,300
2 民 生 債	82,800	6,700	89,500
3 衛 生 債	207,200	1,500	208,700
4 農林水産業債	1,070,000	△14,400	1,055,600

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
3 河 川 費 受 託 事 業 収 入	△1,261	河川浄化事業費 △1,261
7 総 務 費 雑 入	11,832	管財雑入 8,244 電柱移転補償費 △2,439 高齢者乗車券収入 8,327 情報政策雑入 △2,300
9 衛 生 費 雑 入	△3,800	鉄くず等売払収入 △3,800
11 農 林 水 産 業 費 雑 入	△4,575	農林雑入 △2,713 ふるさと島根定住財団助成金 △1,800 島根県農業会議就農給付金 △62
1 総 務 管 理 債	△4,400	定住促進自治区事業費 16,300 C A T V整備事業費 △4,500 庁舎整備事業費 △28,800 交通確保対策事業費 △400 まちづくり総合交付金事業費 17,300 地域づくり振興事業費 △4,300
2 児 童 福 祉 債	6,700	保育所入所受入促進事業費 6,700
1 保 健 衛 生 債	6,400	児童医療費助成事業費 1,800 保健センター改修事業費 △3,000 子宮頸がんウイルス検査助成事業費 △1,300 飲料水安定確保対策事業費 8,000 火葬場改修事業費 900
2 清 掃 債	△4,900	ごみ処理施設改修事業費 △1,400 ごみ収集車両購入事業費 △3,500
1 農 業 債	△15,700	県営農道整備事業負担金 1,500 農地有効利用支援整備事業費 △1,200 中山間地域総合整備事業費 △5,500 農業水路等長寿命化防災減災事業費 △5,500 地域防災減災事業費 △5,000
2 林 業 債	△2,800	林地崩壊防止事業費 △2,800

22 市 債 (1 市 債)

款		補 正 前 の 額	補 正 額	計
項				
目				
5 商 工 債		36, 200	31, 300	67, 500
6 土 木 債		941, 900	6, 600	948, 500
8 教 育 債		294, 300	△5, 900	288, 400
9 災害復旧債		197, 500	△41, 000	156, 500
歳 入 合 計		39, 825, 493	△419, 927	39, 405, 566

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
3 水 産 業 債	4, 100	水産業振興事業費 4, 100
1 商 工 債	31, 300	産業振興パワーアップ事業費 11, 000 萩・石見空港利用促進対策事業費 5, 400 広島プロジェクト推進事業費 14, 900
1 道 路 橋 梁 債	△1, 600	県単道路事業費負担金 △1, 600
3 都 市 計 画 債	8, 200	公園整備事業費 8, 200
3 社 会 教 育 債	△5, 900	社会教育施設改修事業費 △5, 900
1 農 林 水 産 業 施 設 災 害 復 旧 債	△3, 100	現年農地災害復旧費 △1, 100 現年農業用施設災害復旧費 △1, 100 現年林業施設災害復旧費 △900
2 公 共 土 木 施 設 災 害 復 旧 債	△37, 900	過年公共土木施設災害復旧費 △37, 900

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
2 総 務 費	5,440,953	206,779	5,647,732	△18,877	△20,700	336,234	△89,878
1 総務管理費	4,779,167	229,295	5,008,462	△2,109	△20,700	336,234	△84,130
6 財産管理費	724,406	△38,124	686,282		△28,800	△9,712	388
7 企 画 費	1,835,594	289,039	2,124,633	△2,109	8,100	345,946	△62,898
8 電子計算費	284,500	△4,075	280,425				△4,075
15 防災諸費	54,861	△2,545	52,316				△2,545
17 諸 費	290,522	△15,000	275,522				△15,000

2 総 務 費 (1 総務管理費)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
12 役務費	△611	1 市有財産有効活用推進事業 △9,712
15 工事請負費	△37,513	2 旭支所庁舎複合化事業 △28,412
8 報償費	143,490	1 地域づくり振興事業 △5,160
9 旅費	△290	2 路線バス利用促進事業 △25,055
11 需用費	△3,759	3 生活路線バス運行事業 △2,000
12 役務費	6,370	4 定住対策基金事業 △11,278
13 委託料	26,597	5 三隅CATV機器整備事業 △9,539
14 使用料及び賃借料	3,700	6 まちづくり総合交付金事業 △13,994
15 工事請負費	△8,000	7 ふるさと寄附促進事業 360,000
19 負担金補助及び交付金	△57,811	8 はまだ暮らし応援事業 △3,655
20 扶助費	3,860	9 高等学校生徒下宿費支援事業 △1,140
25 積立金	174,882	10 地域公共交通確保対策事業 3,860
		11 わくわく浜田生活実現支援事業 △3,000
13 委託料	△3,115	1 基幹系業務システム更新事業 △2,717
14 使用料及び賃借料	△960	2 情報ネットワークシステム再構築事業 △1,358
11 需用費	△206	1 防災訓練事務費 △1,045
13 委託料	△377	2 防災まちづくり推進事業 △1,500
14 使用料及び賃借料	△390	
18 備品購入費	△72	
19 負担金補助及び交付金	△1,500	
23 償還金利子及び割引料	△15,000	1 市税等過誤納還付金 △15,000

[illegible]

2 総 務 費 (2 徴 税 費)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 報酬	△2,800	1 賦課事務費 △4,408 2 徴収事務費 △1,340
4 共済費	△566	
7 賃金	△793	
9 旅費	△71	
11 需用費	△1,100	
12 役務費	△300	
13 委託料	△71	
14 使用料及び賃借料	△44	
19 負担金補助及び交付金	△3	

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
4 選 挙 費	92,127	△11,426	80,701	△11,426			
3 県知事・県議 会議員選挙費	25,210	△1,762	23,448	△1,762			
4 参議院議員選 挙費	45,398	△9,664	35,734	△9,664			

2 総務費（４選挙費）

（単位：千円）

節		説明
区	金額	
1 報酬	△53	1 県知事・県議会議員選挙費 △1,762
3 職員手当等	△210	
4 共済費	△32	
7 賃金	△166	
9 旅費	△33	
11 需用費	△12	
12 役務費	△923	
13 委託料	△88	
14 使用料及び賃借料	△245	
1 報酬	△328	1 参議院議員選挙費 △9,664
3 職員手当等	△1,822	
4 共済費	△32	
7 賃金	△1,188	
8 報償費	△92	
9 旅費	△22	
11 需用費	△1,478	
12 役務費	△934	
13 委託料	△1,004	
14 使用料及び賃借料	△6	
18 備品購入費	△2,758	

[illegible]

2 総 務 費 (5 統計調査費)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 報酬	△3,878	1 国基幹統計調査費 △5,342
3 職員手当等	△123	
4 共済費	△53	
7 賃金	△454	
8 報償費	△428	
9 旅費	△125	
11 需用費	△97	
12 役務費	△82	
14 使用料及び賃借料	△102	

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
3 民 生 費	11,597,338	△187,546	11,409,792	△85,685	6,700		△108,561
1 社会福祉費	6,600,195	△87,123	6,513,072	△16,863			△70,260
1 社会福祉総務費	1,428,292	△6,229	1,422,063	△2,576			△3,653
3 障がい者福祉費	2,044,275	△54,088	1,990,187	△15,817			△38,271
4 老人福祉費	1,864,239	△51,801	1,812,438				△51,801
5 福祉医療費	194,456	3,061	197,517	1,530			1,531
7 後期高齢者医療費	1,040,219	21,934	1,062,153				21,934

3 民 生 費 （ 1 社会福祉費）

（単位：千円）

節		説 明
区 分	金 額	
28 繰出金	△6,229	1 国民健康保険特別会計繰出金 △6,229
20 扶助費	△54,088	1 身体障がい者更生医療給付事業 △10,000 2 特別障がい者手当等給付事業 △11,088 3 障がい者介護給付事業 △21,000 4 障がい者訓練等給付事業 △12,000
19 負担金補助及び交付金	△45,801	1 老人保護措置費 △6,000 2 浜田地区広域行政組合負担金 △45,801
20 扶助費	△6,000	
20 扶助費	3,061	1 福祉医療給付事業 3,061
19 負担金補助及び交付金	21,934	1 後期高齢者医療制度事業 21,934

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
2 児童福祉費	4,105,178	△77,699	4,027,479	△48,518	6,700		△35,881
1 児童福祉総務費	609,980	△43,319	566,661	△20,678			△22,641
2 児童措置費	3,482,148	△34,380	3,447,768	△27,840	6,700		△13,240

3 民 生 費 （ 2 児童福祉費）

（単位：千円）

節		説 明
区 分	金 額	
1 報酬	△35	1 放課後児童クラブ設置事業 △18,175 2 児童扶養手当支給事業 △25,144
4 共済費	△294	
7 賃金	△16,389	
8 報償費	△250	
9 旅費	△385	
13 委託料	△822	
20 扶助費	△25,144	
12 役務費	△231	1 児童手当支給事業 △21,856 2 特別保育事業 △9,500 3 保育所入所受入促進事業 △3,024
19 負担金補助及び交付金	△12,524	
20 扶助費	△21,625	

3 民生費 (3 生活保護費)

(単位：千円)

節		説明
区 分	金 額	
20 扶助費	△22,724	1 扶 助 費 △22,724

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
4 衛 生 費	3,314,887	△18,546	3,296,341	△2,038	4,500	△7,239	△13,769
1 保健衛生費	1,795,346	9,519	1,804,865	△2,038	9,400	△3,439	5,596
1 保健衛生総務費	469,211	△7,741	461,470		△1,300	△4,780	△1,661
2 感染症予防費	211,386	△7,100	204,286				△7,100
3 乳幼児等医療費	167,741	△2,265	165,476	△2,038	1,800		△2,027
4 環境衛生費	775,576	39,436	815,012		8,000		31,436
5 公害対策費	55,927	△13,206	42,721				△13,206
6 霊園・火葬場費	105,216	395	105,611		900	1,341	△1,846

4 衛 生 費 （ 1 保健衛生費）

（単位：千円）

節		説 明
区 分	金 額	
4 共済費	△531	1 地域医療連携事業 △7,821
7 賃金	△3,341	2 がん検診事業 △3,400
13 委託料	△6,100	3 リハビリテーションカレッジ島根 支援事業 9,260
15 工事請負費	△3,080	4 子宮頸がんウイルス検査助成事業 △1,300
19 負担金補助及び交付金	6,031	5 保健センター改修事業 △3,080
21 貸付金	△720	6 巡回人間ドック事業 △1,400
11 需用費	△1,900	1 定期（乳幼児等）予防接種事業 △7,100
13 委託料	△4,800	
19 負担金補助及び交付金	△400	
20 扶助費	△2,265	1 乳幼児医療費助成事業 △4,076
		2 児童医療費助成事業 1,811
28 繰出金	39,436	1 水道事業会計繰出金 39,436
19 負担金補助及び交付金	△13,206	1 合併処理浄化槽設置助成事業 △13,206
15 工事請負費	△3,920	1 霊園管理運営費 4,315
25 積立金	4,315	2 火葬場大規模改修事業 △3,920

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
2 清 掃 費	1,519,541	△28,065	1,491,476		△4,900	△3,800	△19,365
2 塵芥処理費	1,284,330	△24,065	1,260,265		△4,900	△3,800	△15,365
3 し尿処理費	161,660	△4,000	157,660				△4,000

4 衛 生 費 (2 清 掃 費)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
11 需用費	△3,800	1 浜田地区広域行政組合負担金 △15,359
15 工事請負費	△1,419	2 不燃ごみ処理場管理運営費 △3,800
18 備品購入費	△3,487	3 不燃ごみ処理場改修事業 △1,419
19 負担金補助及び交付金	△15,359	4 塵芥車更新事業 △3,487
11 需用費	△4,000	1 浜田浄苑管理運営費 △4,000

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
6 農林水産業費	4,172,769	△137,601	4,035,168	△75,699	△14,400	△26,935	△20,567
1 農 業 費	1,597,971	△112,193	1,485,778	△72,132	△15,700	△10,477	△13,884
1 農業委員会費	41,600	△4,709	36,891	△4,709			
2 農業総務費	264,081	△2,626	261,455				△2,626
3 農業振興費	591,734	△46,083	545,651	△37,273		△4,044	△4,766
5 土地改良事業費	221,788	△48,505	173,283	△25,150	△10,700	△6,433	△6,222
6 農道維持費	48,916	△10,270	38,646	△5,000	△5,000		△270

6 農林水産業費（１ 農 業 費）

（単位：千円）

節		説 明
区 分	金 額	
8 報償費	△4,709	1 農業委員会事務局費 △4,709
1 報酬	△1,902	1 農業総務事務費 △2,626
4 共済費	△303	
14 使用料及び賃借料	△140	
19 負担金補助及び交付金	△281	
11 需用費	△80	1 農林水産振興ががんばる地域応援総合事業（農業） △10,972 2 ふるさと農業研修生育成事業 △6,011 3 有害鳥獣緊急対策事業 △1,427 4 「元気な浜田」農産物振興プロジェクト事業 △15,824 5 農業拠点施設整備補助事業 △3,296 6 多面的機能支払交付金事業 △3,398 7 農業振興基金事業 △1,000 8 新規就農者育成支援事業 △1,093 9 農業次世代人材投資事業 △3,062
13 委託料	△100	
19 負担金補助及び交付金	△45,903	
11 需用費	△555	
13 委託料	△1,500	
15 工事請負費	△32,000	
19 負担金補助及び交付金	△14,450	
11 需用費	△270	1 地域防災減災事業（笹目原農道） △10,270
13 委託料	△10,000	

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				
				特 定 財 源			一 般 財 源	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他		
2 林 業 費	207,977	△23,296	184,681	△3,567	△2,800	△16,458	△471	
1 林業振興費	95,118	△14,331	80,787			△14,331		
2 公有林整備事業費	16,034	△2,824	13,210	△2,067		△467	△290	
3 林道新設費	52,372	△1,000	51,372			△1,000		
5 林地崩壊防止事業費	5,141	△5,141	0	△1,500	△2,800	△660	△181	

6 農林水産業費（2 林業費）

（単位：千円）

節		説明
区	分 金 額	
9 旅費	△18	1 公社造林事業 △14,331 2 豊かな森づくり推進事業 0
11 需用費	△272	
13 委託料	△18,041	
25 積立金	4,000	
13 委託料	△2,824	1 公有林整備事業 △2,824
9 旅費	△98	1 県営広域基幹林道整備事業 △1,000
11 需用費	△294	
13 委託料	△400	
17 公有財産購入費	△208	
11 需用費	△141	1 林地崩壊防止事業 △5,141
13 委託料	△1,000	
15 工事請負費	△4,000	

[illegible]

6 農林水産業費（3 水産業費）

（単位：千円）

節		説 明
区 分	金 額	
19 負担金補助及び交付金	△2,112	1 ふるさと漁業研修生育成事業 △2,112

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
7 商 工 費	910,050	△17,911	892,139		31,300	△1,265	△47,946
1 商 工 費	910,050	△17,911	892,139		31,300	△1,265	△47,946
2 商工業振興費	300,123	△12,225	287,898		31,300		△43,525
3 観 光 費	265,661	△5,686	259,975			△1,265	△4,421

7 商 工 費 (1 商 工 費)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
8 報償費	△2,000	1 産業振興パワーアップ事業 △2,295 2 企業立地奨励事業 △4,893 3 後継者等人材育成支援事業 △3,459 4 地域産業担い手育成支援事業 △1,578
9 旅費	△141	
11 需用費	△186	
13 委託料	△2,789	
19 負担金補助及び交付金	△7,109	
8 報償費	△2,000	1 合宿等誘致事業 △1,921 2 石見神楽定期公演推進事業 △1,265 3 ブルーツーリズム推進事業 △2,500
13 委託料	△500	
19 負担金補助及び交付金	△3,186	

[illegible]

8 土 木 費 (1 土木管理費)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 報酬	△54	1 狭あい道路拡幅整備事業 △5,966 2 建築物耐震改修促進事業 △1,674 3 危険空き家対策事業 △2,486 4 がけ地近接等危険住宅移転事業 △8,029 5 耐震対策緊急促進事業 △9,617
9 旅費	△18	
11 需用費	△2	
12 役務費	△2	
15 工事請負費	△8,376	
19 負担金補助及び交付金	△19,320	

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
2 道路橋梁費	1,538,382	△2,742	1,535,640		△1,600	△1,038	△104
1 道路橋梁総務費	45,301	△2,742	42,559		△1,600	△1,038	△104

8 土 木 費 （ 2 道路橋梁費）

（単位：千円）

節		説 明
区 分	金 額	
19 負担金補助及び交付金	△2,742	1 県事業負担金（建設） △2,742

8 土 木 費 (3 河 川 費)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
8 報償費	△2,519	1 河川浄化事業 △2,519

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
5 都市計画費	773,844	△47,773	726,071	△2,044	8,200	△2,031	△51,898
1 都市計画総務費	79,751	△49,771	29,980			△2,031	△47,740
3 公 園 費	257,325	6,611	263,936	△2,044	8,200		455
4 公共下水道費	436,568	△4,613	431,955				△4,613

8 土 木 費 (5 都市計画費)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
13 委託料	△47,740	1 景観づくり事業 △2,031 2 統合型G I S更新事業 △47,740
19 負担金補助及び交付金	△2,031	
15 工事請負費	△4,089	1 県事業負担金（公園） 10,700 2 城山公園整備事業 △4,089
19 負担金補助及び交付金	10,700	
28 繰出金	△4,613	1 公共下水道事業特別会計繰出金 △4,613

8 土 木 費 (6 住 宅 費)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
15 工事請負費	△20,153	1 公営住宅等長寿命化改修事業 △20,153

[illegible]

10 教 育 費 (1 教育総務費)

(単位：千円)

節		説明
区 分	金 額	
14 使用料及び賃借料	△3,000	1 校務用ネットワーク管理事業 △1,000 2 教育用ネットワーク整備事業 △2,000 3 奨学金貸与事業 △7,080
21 貸付金	△7,080	

[illegible]

10 教 育 費 （ 2 小 学 校 費 ）

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
20 扶助費	△1,300	1 要保護・準要保護児童扶助費 △1,300

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
5 社会教育費	944,289	△16,641	927,648	△1,994	△5,900	△8,000	△747
2 公民館費	291,935	△10,400	281,535	△500	△5,900	△4,000	
5 生涯学習推進費	25,211	△2,241	22,970	△1,494			△747
6 文 化 費	188,664	△4,000	184,664			△4,000	

10 教 育 費 （ 5 社会教育費）

（単位：千円）

節		説 明
区 分	金 額	
13 委託料	△2,500	1 公民館活動推進事業 △1,000
15 工事請負費	△7,900	2 公民館施設改修事業 △7,900
		3 （仮称）杵束コミュニティ施設整備事業 △1,500
8 報償費	△1,156	1 はまだっ子共育推進事業 △2,241
9 旅費	△320	
11 需用費	△591	
12 役務費	△11	
13 委託料	△35	
14 使用料及び賃借料	△128	
13 委託料	△1,200	1 （仮称）浜田城資料館整備事業 △4,000
15 工事請負費	△2,800	

[illegible]

10 教 育 費 （ 6 保健体育費）

（単位：千円）

節		説 明
区 分	金 額	
20 扶助費	△7,000	1 要保護・準要保護児童・生徒扶助 費 △7,000

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
11 災害復旧費	526,364	△125,461	400,903	△70,303	△41,000	△52	△14,106
1 農林水産業施設災害復旧費	43,501	△24,995	18,506	△10,820	△3,100	△52	△11,023
1 農地災害復旧費	10,000	△3,608	6,392	△1,350	△1,100	△139	△1,019
2 農業用施設災害復旧費	10,000	△7,065	2,935	△3,770	△1,100	87	△2,282
3 林業施設災害復旧費	23,501	△14,322	9,179	△5,700	△900		△7,722

11 災害復旧費 (1 農林水産業施設災害復旧費)

(単位：千円)

節		説明
区 分	金 額	
13 委託料	△908	1 3 1 年農地災害復旧費 △3,608
15 工事請負費	△2,700	
13 委託料	△1,265	1 3 1 年農業用施設災害復旧費 △7,065
15 工事請負費	△5,800	
13 委託料	△6,522	1 3 1 年林業施設災害復旧費 △14,322
15 工事請負費	△7,800	

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
2 公共土木施設 災害復旧費	482,863	△100,466	382,397	△59,483	△37,900		△3,083
1 道路橋梁災害 復旧費	482,863	△100,466	382,397	△59,483	△37,900		△3,083

11 災害復旧費（2 公共土木施設災害復旧費）

（単位：千円）

節		説明
区	分 金 額	
3 職員手当等	△420	1 2 9年公共土木施設災害復旧費 △100,466
4 共済費	△29	
7 賃金	△78	
11 需用費	△759	
15 工事請負費	△99,180	

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
12 公 債 費	6,142,101	△3,661	6,138,440				△3,661
1 公 債 費	6,142,101	△3,661	6,138,440				△3,661
2 利 子	306,324	△3,661	302,663				△3,661

12 公 債 費 (1 公 債 費)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
23 償還金利子及び割引料	△3,661	1 長期債利子 △3,661

補 正 予 算 給 与 費 明 細 書

1 特別職

区 分		職 員 数	給 与 費							共 済 費	合 計	備 考
			報 酬	給 料	期 末 手 当 年 間 支 給 率	地 域 手 当	寒 冷 地 手 当	そ の 他 の 手 当	計			
補 正 後	長 等	(人) 7	(千円) 22,822	(千円) 26,400	(千円) 8,223 3.25月分	(千円)	(千円)	(千円) 7,562	(千円) 65,007	(千円) 9,358	(千円) 74,365	退職手当組 合負担金及 び通勤手当
	議 員	24	102,365		31,882 3.25月分				134,247	37,196	171,443	
	そ の 他	3,212	649,518					24,808	674,326	74,840	749,166	時間外及び 管理職員特 別勤務手当
	計	3,243	774,705	26,400	40,105			32,370	873,580	121,394	994,974	
補 正 前	長 等	7	22,822	26,400	8,223 3.25月分			7,562	65,007	9,358	74,365	退職手当組 合負担金及 び通勤手当
	議 員	24	102,365		31,882 3.25月分				134,247	37,196	171,443	
	そ の 他	3,291	658,568					27,383	685,951	75,827	761,778	時間外及び 管理職員特 別勤務手当
	計	3,322	783,755	26,400	40,105			34,945	885,205	122,381	1,007,586	
比 較	長 等											
	議 員											
	そ の 他	△ 79	△ 9,050					△ 2,575	△ 11,625	△ 987	△ 12,612	
	計	△ 79	△ 9,050					△ 2,575	△ 11,625	△ 987	△ 12,612	

地 方 債 に 関 す る 調 書

区 分		前 年 度 末 現 在 高 見 込 額	当該年度中増減見込額		当 該 年 度 末 現 在 高 見 込 額
			起 債 見 込 額	償 還 見 込 額	
公 共 事 業 等 債	補 正 前 の 額	千円 454,987	千円 1,500	千円 111,690	千円 344,797
	補 正 額		△ 500		△ 500
	補 正 後 の 額	454,987	1,000	111,690	344,297
災 害 復 旧 事 業 債	補 正 前 の 額	2,041,983	197,500	152,851	2,086,632
	補 正 額		△ 41,000		△ 41,000
	補 正 後 の 額	2,041,983	156,500	152,851	2,045,632
一 般 単 独 事 業 債	補 正 前 の 額	18,736,065	1,248,500	1,966,250	18,018,315
	補 正 額		△ 39,000		△ 39,000
	補 正 後 の 額	18,736,065	1,209,500	1,966,250	17,979,315
過 疎 対 策 事 業 債	補 正 前 の 額	15,587,606	1,678,600	1,823,169	15,443,037
	補 正 額		60,900		60,900
	補 正 後 の 額	15,587,606	1,739,500	1,823,169	15,503,937
計	補 正 前 の 額	54,189,729	3,938,397	5,815,699	52,312,427
	補 正 額		△ 19,600		△ 19,600
	補 正 後 の 額	54,189,729	3,918,797	5,815,699	52,292,827

令和元年度

浜田市国民健康保険 特別会計補正予算 (第3号)

令和元年度 浜田市国民健康保険特別会計補正予算（第３号）

令和元年度浜田市の国民健康保険特別会計補正予算（第３号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 1 事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 84,051 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 6,703,341 千円、直営診療施設勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 9,728 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 267,133 千円とする。
- 2 事業勘定及び直営診療施設勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「表 歳入歳出予算補正」による。

令和２年２月２５日 提出

浜田市長 久保田 章 市

表 歳入歳出予算補正（事業勘定）

1 歳 入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1 国民健康保険料		1,070,724	△152,767	917,957
	1 国民健康保険料	1,070,724	△152,767	917,957
5 県支出金		4,818,530	122,000	4,940,530
	1 県補助金	4,818,530	122,000	4,940,530
6 財産収入		501	200	701
	1 財産運用収入	501	200	701
7 繰入金		659,534	114,618	774,152
	1 他会計繰入金	649,534	△6,229	643,305
	2 基金繰入金	10,000	120,847	130,847
歳入合計		6,619,290	84,051	6,703,341

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総 務 費		142,475	△3,000	139,475
	1 総 務 管 理 費	136,805	△3,000	133,805
2 保 険 給 付 費		4,653,330	125,000	4,778,330
	1 療 養 諸 費	4,031,649	77,000	4,108,649
	2 高 額 療 養 費	608,085	48,000	656,085
3 国 保 事 業 費 納 付 金		1,559,952	△25,116	1,534,836
	1 医 療 給 付 費	1,189,670	△14,150	1,175,520
	2 後 期 高 齢 者 支 援 金	294,033	△12,687	281,346
	3 介 護 納 付 金	76,249	1,721	77,970
5 保 健 事 業 費		87,223	△8,000	79,223
	1 特 定 健 康 診 査 等 事 業 費	64,146	△8,000	56,146
6 基 金 積 立 金		43,954	200	44,154
	1 基 金 積 立 金	43,954	200	44,154
8 諸 支 出 金		122,352	△5,033	117,319
	3 繰 出 金	102,584	△5,033	97,551
歳 出 合 計		6,619,290	84,051	6,703,341

表 歳入歳出予算補正（直営診療施設勘定）

1 歳 入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1 診療収入		169,288	△10,695	158,593
	1 外来収入	148,862	△9,435	139,427
	2 その他の診療収入	20,426	△1,260	19,166
4 繰入金		102,584	△5,033	97,551
	1 事業勘定繰入金	102,584	△5,033	97,551
5 諸収入		3,267	6,000	9,267
	1 雑収入	3,267	6,000	9,267
歳入合計		276,861	△9,728	267,133

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総 務 費		207,737	△5,083	202,654
	1 施 設 管 理 費	207,737	△5,083	202,654
2 医 業 費		65,063	△4,645	60,418
	1 医 業 費	65,063	△4,645	60,418
歳 出 合 計		276,861	△9,728	267,133

歳入歳出補正予算事項別明細書
(事業勘定)

1 総括
(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 国民健康保険料	1,070,724	△152,767	917,957
5 県支出金	4,818,530	122,000	4,940,530
6 財産収入	501	200	701
7 繰入金	659,534	114,618	774,152
歳入合計	6,619,290	84,051	6,703,341

(歳 出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1総 務 費	142,475	△3,000	139,475	△3,000			
2保 険 給 付 費	4,653,330	125,000	4,778,330	125,000			
3国保事業費納付金	1,559,952	△25,116	1,534,836			119,651	△144,767
5保 健 事 業 費	87,223	△8,000	79,223				△8,000
6基 金 積 立 金	43,954	200	44,154			200	
8諸 支 出 金	122,352	△5,033	117,319			△5,033	
歳 出 合 計	6,619,290	84,051	6,703,341	122,000	0	114,818	△152,767

2 歳 入

1 国民健康保険料 (1 国民健康保険料)

款 項 目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 国民健康保険料	1, 070, 724	△152, 767	917, 957
1 国民健康保険料	1, 070, 724	△152, 767	917, 957
1 一般被保険者国民健康保険料	1, 069, 633	△152, 767	916, 866
5 県支出金	4, 818, 530	122, 000	4, 940, 530
1 県補助金	4, 818, 530	122, 000	4, 940, 530
1 保険給付費等交付金	4, 818, 530	122, 000	4, 940, 530
6 財産収入	501	200	701
1 財産運用収入	501	200	701
1 利子及び配当金	501	200	701
7 繰 入 金	659, 534	114, 618	774, 152
1 他会計繰入金	649, 534	△6, 229	643, 305
1 一般会計繰入金	649, 534	△6, 229	643, 305
2 基金繰入金	10, 000	120, 847	130, 847
1 財政調整基金繰入金	10, 000	120, 847	130, 847
歳 入 合 計	6, 619, 290	84, 051	6, 703, 341

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 医 療 給 付 費 分 現 年 分	△144,227	医療給付費分現年分 △144,227
2 後 期 高 齢 者 支 援 金 分 現 年 分	△6,383	後期高齢者支援金分現年分 △6,383
3 介 護 納 付 金 分 現 年 分	△2,157	介護納付金分現年分 △2,157
1 普 通 交 付 金	125,000	保険給付費等交付金（普通交付金） 125,000
2 特 別 交 付 金	△3,000	保険給付費等交付金（特別交付金） △3,000
1 利 子 及 び 配 当 金	200	財政調整基金 200
1 保 険 基 盤 安 定 繰 入 金（保険料軽減分）	△2,839	保険基盤安定繰入金（保険料軽減分） △2,839
2 保 険 基 盤 安 定 繰 入 金（保険者支援分）	△598	保険基盤安定繰入金（保険者支援分） △598
5 財 政 安 定 化 支 援 事 業 繰 入 金	1,955	財政安定化支援事業繰入金 1,955
6 そ の 他 一 般 会 計 繰 入 金	△4,747	福祉医療助成制度繰入金 286 直診施設運営補助繰入金 △5,033
1 財 政 調 整 基 金 繰 入 金	120,847	財政調整基金繰入金 120,847

3 歳 出

[illegible]

1 総 務 費 (1 総務管理費)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
13 委託料	△3,000	1 国保事務費 △3,000

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
2 保険給付費	4,653,330	125,000	4,778,330	125,000			
1 療養諸費	4,031,649	77,000	4,108,649	77,000			
1 一般被保険者療養給付費	4,000,067	80,000	4,080,067	80,000			
3 一般被保険者療養費	16,369	△3,000	13,369	△3,000			

2 保険給付費 (1 療養諸費)

(単位：千円)

節		説	明
区	分		
19 負担金補助及び交付金	80,000	1 一般被保険者療養給付費	80,000
19 負担金補助及び交付金	△3,000	1 一般被保険者療養費	△3,000

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
2 高額療養費	608,085	48,000	656,085	48,000			
1 一般被保険者 高額療養費	605,849	48,000	653,849	48,000			

2 保険給付費 (2 高額療養費)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
19 負担金補助及び交付金	48,000	1 一般被保険者高額療養費 48,000

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
3 国保事業費納付金	1,559,952	△25,116	1,534,836			119,651	△144,767
1 医療給付費	1,189,670	△14,150	1,175,520			122,077	△136,227
1 一般被保険者 医療給付費分 事業費納付金	1,189,075	△14,150	1,174,925			122,077	△136,227

3 国保事業費納付金 (1 医療給付費)

(単位：千円)

節		説明
区	分 金 額	
19 負担金補助及び交付金	△14, 150	1 一般被保険者医療給付費分事業費 納付金 △14, 150

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
2 後期高齢者支援金	294,033	△12,687	281,346			△6,304	△6,383
1 一般被保険者 後期高齢者支援金分事業費 納付金	293,853	△12,687	281,166			△6,304	△6,383

3 国保事業費納付金 (2 後期高齢者支援金)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
19 負担金補助及び交付金	△12,687	1 一般被保険者後期高齢者支援金分 事業費納付金 △12,687

[illegible]

3 国保事業費納付金 (3 介護納付金)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
19 負担金補助及び交付金	1,721	1 介護納付金分事業費納付金 1,721

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
5 保健事業費	87,223	△8,000	79,223				△8,000
1 特定健康診査等事業費	64,146	△8,000	56,146				△8,000
1 特定健康診査等事業費	64,146	△8,000	56,146				△8,000

5 保健事業費 （ 1 特定健康診査等事業費）

（単位：千円）

節		説明
区	分 金 額	
13 委託料	△8,000	1 特定健康診査事業 △8,000

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
6 基金積立金	43,954	200	44,154			200	
1 基金積立金	43,954	200	44,154			200	
1 財政調整基金 積立金	43,954	200	44,154			200	

6 基金積立金 (1 基金積立金)

(単位：千円)

節		説明
区	分 金 額	
25 積立金	200	1 財政調整基金積立金 200

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
8 諸支出金	122,352	△5,033	117,319			△5,033	
3 繰 出 金	102,584	△5,033	97,551			△5,033	
1 直営診療施設 勘定繰出金	102,584	△5,033	97,551			△5,033	

8 諸支出金 (3 繰 出 金)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
28 繰出金	△5,033	1 直営診療施設勘定繰出金 △5,033

歳入歳出補正予算事項別明細書
(直営診療施設勘定)

1 総括
(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 診療収入	169,288	△10,695	158,593
4 繰入金	102,584	△5,033	97,551
5 諸収入	3,267	6,000	9,267
歳入合計	276,861	△9,728	267,133

(歳 出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				
				特定財源			一般財源	
				国県支出金	地方債	その他		
1総務費	207,737	△5,083	202,654			967	△6,050	
2医療費	65,063	△4,645	60,418				△4,645	

2 歳 入

1 診療収入 (1 外来収入)

款 項 目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 診療収入	169,288	△10,695	158,593
1 外来収入	148,862	△9,435	139,427
1 国民健康保険診療報酬収入	24,625	△3,600	21,025
2 社会保険診療報酬収入	22,345	△1,435	20,910
3 後期高齢者医療保険診療報酬収入	75,601	△4,400	71,201
2 その他の診療収入	20,426	△1,260	19,166
1 諸検査等収入	20,426	△1,260	19,166
4 繰 入 金	102,584	△5,033	97,551
1 事業勘定繰入金	102,584	△5,033	97,551
1 事業勘定繰入金	102,584	△5,033	97,551
5 諸 収 入	3,267	6,000	9,267
1 雑 入	3,267	6,000	9,267
1 雑 入	3,267	6,000	9,267
歳 入 合 計	276,861	△9,728	267,133

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 現 年 分	△3,600	現 年 分 △3,600
1 現 年 分	△1,435	現 年 分 △1,435
1 現 年 分	△4,400	現 年 分 △4,400
1 健 康 診 断 料	△1,260	その他健康診査 △1,260
1 事 業 勘 定 繰 入 金	△5,033	運営補助金 △5,033
2 雑 入	6,000	雑 入 6,000

[illegible]

1 総 務 費 (1 施設管理費)

(単位：千円)

節		説	明
区	分		
9 旅費		△343	1 施設管理事務費 △5,083
13 委託料		△4,250	
19 負担金補助及び交付金		△490	

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
2 医 業 費	65,063	△4,645	60,418				△4,645
1 医 業 費	65,063	△4,645	60,418				△4,645
1 医薬品衛生材料費	54,673	△3,625	51,048				△3,625
2 医療用機械器具費	10,390	△1,020	9,370				△1,020

2 医業費 (1 医業費)

(単位：千円)

節		説	明
区	分		
11	需用費	△3,000	1 医薬品衛生材料費△3,625
14	使用料及び賃借料	△625	
18	備品購入費	△920	1 医療用機械器具費△1,020
23	償還金利子及び割引料	△100	

令和元年度

浜田市公共下水道事業 特別会計補正予算 (第2号)

令和元年度 浜田市公共下水道事業特別会計補正予算（第２号）

令和元年度浜田市の公共下水道事業特別会計補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 36,863 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 667,240 千円とする。

２ 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第２条 地方債の変更は、「第２表 地方債補正」による。

令和２年２月２５日 提出

浜田市長 久保田 章 市

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 分担金及び負担金		2,125	1,137	3,262
	1 負担金	2,125	1,137	3,262
2 使用料及び手数料		72,508	5,340	77,848
	1 使用料	72,258	5,340	77,598
3 国庫支出金		41,000	△17,200	23,800
	1 国庫補助金	41,000	△17,200	23,800
4 繰入金		436,568	△4,613	431,955
	1 一般会計繰入金	436,568	△4,613	431,955
5 繰越金		1	173	174
	1 繰越金	1	173	174
7 市債		151,900	△21,700	130,200
	1 市債	151,900	△21,700	130,200
歳入合計		704,103	△36,863	667,240

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 下 水 道 費		263,661	△ 34,940	228,721
	1 総 務 管 理 費	159,622	0	159,622
	2 公 共 下 水 道 建 設 費	104,039	△ 34,940	69,099
2 公 債 費		440,442	△ 1,923	438,519
	1 公 債 費	440,442	△ 1,923	438,519
歳 出 合 計		704,103	△ 36,863	667,240

第 2 表 地 方 債 補 正

(変 更)

起 債 の 目 的	補 正 前 限 度 額	補 正 後 限 度 額
	千円	千円
下 水 道 事 業	151,900	130,200

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 分担金及び負担金	2,125	1,137	3,262
2 使用料及び手数料	72,508	5,340	77,848
3 国庫支出金	41,000	△17,200	23,800
4 繰入金	436,568	△4,613	431,955
5 繰越金	1	173	174
7 市債	151,900	△21,700	130,200
歳入合計	704,103	△36,863	667,240

(歳 出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1下 水 道 費	263,661	△34,940	228,721	△17,200	△21,700	△1,553	5,513
2公 債 費	440,442	△1,923	438,519			△1,923	
歳 出 合 計	704,103	△36,863	667,240	△17,200	△21,700	△3,476	5,513

2 歳 入

1 分担金及び負担金 (1 負 担 金)

款 項 目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 分担金及び負担金	2, 125	1, 137	3, 262
1 負 担 金	2, 125	1, 137	3, 262
1 公共下水道事業費負担金	2, 125	1, 137	3, 262
2 使用料及び手数料	72, 508	5, 340	77, 848
1 使 用 料	72, 258	5, 340	77, 598
1 公共下水道事業使用料	72, 258	5, 340	77, 598
3 国庫支出金	41, 000	△17, 200	23, 800
1 国庫補助金	41, 000	△17, 200	23, 800
1 公共下水道事業費国庫補助金	41, 000	△17, 200	23, 800
4 繰 入 金	436, 568	△4, 613	431, 955
1 一般会計繰入金	436, 568	△4, 613	431, 955
1 一般会計繰入金	436, 568	△4, 613	431, 955
5 繰 越 金	1	173	174
1 繰 越 金	1	173	174
1 繰 越 金	1	173	174
7 市 債	151, 900	△21, 700	130, 200
1 市 債	151, 900	△21, 700	130, 200
1 下水道事業債	151, 900	△21, 700	130, 200
歳 入 合 計	704, 103	△36, 863	667, 240

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 現 年 度 分 受 益 者 負 担 金	1,137	現年度分受益者負担金 1,137
1 公 共 下 水 道 事 業 使 用 料	5,340	公共下水道施設使用料 5,340
1 公 共 下 水 道 事 業 費 補 助 金	△17,200	公共下水道事業費 △17,200
1 一 般 会 計 繰 入 金	△4,613	一般会計繰入金 △4,613
1 前 年 度 繰 越 金	173	前年度繰越金 173
1 下 水 道 事 業 債	△21,700	公共下水道整備事業費 △21,700

3 歳 出

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 下水道費	263,661	△34,940	228,721	△17,200	△21,700	△1,553	5,513
1 総務管理費	159,622	0	159,622			△1,613	1,613
1 一般管理費	69,686	0	69,686			△173	173
2 施設維持管理費	89,936	0	89,936			△1,440	1,440

1 下水道費 (1 総務管理費)

(単位：千円)

節		説明
区	分 金 額	

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
2 公共下水道建設費	104,039	△34,940	69,099	△17,200	△21,700	60	3,900
1 公共下水道建設費	104,039	△34,940	69,099	△17,200	△21,700	60	3,900

1 下水道費 (2 公共下水道建設費)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
9 旅費	△59	1 長寿命化改修事業 △34,940
11 需用費	△294	
12 役務費	△42	
13 委託料	△34,300	
14 使用料及び賃借料	△45	
15 工事請負費	△200	

2 公 債 費 (1 公 債 費)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
23 償還金利子及び割引料	△1,923	1 長期債利子 △1,923

地 方 債 に 関 す る 調 書

区 分		前 年 度 末 現 在 高 見 込 額	当該年度中増減見込額		当 該 年 度 末 現 在 高 見 込 額
			起 債 見 込 額	償 還 見 込 額	
過 疎 対 策 事 業 債	補 正 前 の 額	千円 473,513	千円 35,000	千円 45,658	千円 462,855
	補 正 額		△ 21,400		△ 21,400
	補 正 後 の 額	473,513	13,600	45,658	441,455
下 水 道 事 業 債	補 正 前 の 額	3,948,790	116,900	339,475	3,726,215
	補 正 額		△ 300		△ 300
	補 正 後 の 額	3,948,790	116,600	339,475	3,725,915
計	補 正 前 の 額	4,422,303	151,900	385,133	4,189,070
	補 正 額		△ 21,700		△ 21,700
	補 正 後 の 額	4,422,303	130,200	385,133	4,167,370

令和元年度

浜田市後期高齢者医療 特別会計補正予算 (第2号)

令和元年度 浜田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）

令和元年度浜田市の後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 1 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 22,740 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 811,770 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「表 歳入歳出予算補正」による。

令和２年２月２５日 提出

浜田市長 久保田 章 市

表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 後期高齢者医療保険料		524,932	6,636	531,568
	1 後期高齢者医療保険料	524,932	6,636	531,568
4 繰越金		1	16,104	16,105
	1 繰越金	1	16,104	16,105
歳入合計		789,030	22,740	811,770

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 後期高齢者医療広域連合納		732,920	22,740	755,660
付金	1 後期高齢者医療広域連合負担金	732,920	22,740	755,660
歳 出 合 計		789,030	22,740	811,770

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 後期高齢者医療保険料	524,932	6,636	531,568
4 繰越金	1	16,104	16,105
歳入合計	789,030	22,740	811,770

(歳 出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
2後期高齢者医療広 域連合納付金	732,920	22,740	755,660				22,740
歳 出 合 計	789,030	22,740	811,770	0	0	0	22,740

1 後期高齢者医療保険料 (1 後期高齢者医療保険料)

6

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 現 年 度 分 特 別 徴 収 保 険 料	7, 219	現年度分特別徴収保険料 7, 219
1 現 年 度 分 普 通 徴 収 保 険 料	△583	現年度分普通徴収保険料 △583
1 繰 越 金	16, 104	繰越金 16, 104

3 歳 出

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
2 後期高齢者医療 広域連合納付金	732,920	22,740	755,660				22,740
1 後期高齢者医療 広域連合負担金	732,920	22,740	755,660				22,740
1 保険料等負担 金	732,920	22,740	755,660				22,740

2 後期高齢者医療広域連合納付金 (1 後期高齢者医療広域連合負担金)

(単位：千円)

節		説	明
区	分		
19	負担金補助及び交付金	22,740	1 保険料等負担金22,740

令和元年度

浜田市水道事業会計補正予算 (第 1 号)

目 次

令和元年度 浜田市水道事業会計補正予算（第1号）	1
--------------------------------	---

補正予算に関する説明書

令和元年度 浜田市水道事業会計予算実施計画	3
補正予算給与費明細書	5
令和元年度 浜田市水道事業予定貸借対照表	10
令和元年度 浜田市水道事業予定損益計算書	12
令和元年度 浜田市水道事業予定キャッシュ・フロー計算書	13
令和元年度 個別注記	14

その他の書類

令和元年度 収益的収入及び支出明細書	16
令和元年度 資本的収入及び支出明細書	17

令和元年度浜田市水道事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和元年度浜田市水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和元年度浜田市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

	（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	収 入	千 円	千 円	千 円
第1款	水 道 事 業 収 益	2,154,273	12,093	2,166,366
第1項	営 業 収 益	1,307,904	△ 27,500	1,280,404
第2項	営 業 外 収 益	836,368	40,515	876,883
第3項	特 別 利 益	10,001	△ 922	9,079

	（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	支 出	千 円	千 円	千 円
第1款	水 道 事 業 費 用	1,999,336	20,446	2,019,782
第1項	営 業 費 用	1,741,178	12,958	1,754,136
第2項	営 業 外 費 用	254,058	7,488	261,546

（資本的収入及び支出）

第3条 予算第4条本文中括弧書を「（資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額685,192千円は、当年度分消費税等資本的収支調整額68,255千円、過年度分損益勘定留保資金18,688千円、当年度分損益勘定留保資金518,162千円、未処分利益剰余金80,087千円で補てんするものとする。）」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

	（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	収 入	千 円	千 円	千 円
第1款	資 本 的 収 入	919,749	△ 36,818	882,931
第4項	企 業 債	400,000	△ 36,700	363,300
第5項	固定資産売却代金	119	△ 118	1

	（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	支 出	千 円	千 円	千 円
第1款	資 本 的 支 出	1,574,576	△ 6,453	1,568,123
第1項	建 設 改 良 費	807,380	△ 6,453	800,927

(企業債)

第4条 予算第5条中に定めた起債の限度額を次のとおり改める。

(起債の目的)	(既決限度額)	(補正予定額)	(予定限度額)
	千 円	千 円	千 円
浜田市水道管路緊急改善事業	135,000	△ 1,700	133,300
配水管等改良事業	115,000	△ 35,000	80,000

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第5条 予算第8条中に定めた経費の金額を次のとおり改める。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	千 円	千 円	千 円
(1) 職 員 給 与 費	237,266	△ 3,672	233,594

令和2年2月25日 提出

浜田市長 久保田 章 市

令和元年度 浜田市水道事業会計予算実施計画

収益の収入及び支出

収 入

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計
1 水道事業収益			2,154,273	12,093	2,166,366
	(1) 営業収益		1,307,904	△ 27,500	1,280,404
		1 給水収益	1,240,500	△ 27,500	1,213,000
	(2) 営業外収益		836,368	40,515	876,883
		2 他会計補助金	383,358	39,436	422,794
		3 長期前受金戻入	451,529	1,079	452,608
	(3) 特別利益		10,001	△ 922	9,079
		1 固定資産売却益	10,000	△ 922	9,078

支 出

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計
1 水道事業費用			1,999,336	20,446	2,019,782
	(1) 営業費用		1,741,178	12,958	1,754,136
		1 原水及び浄水費	196,926	△ 201	196,725
		2 配水及び給水費	375,415	938	376,353
		4 業務費	89,751	△ 998	88,753
		5 総係費	118,073	3,042	121,115
		6 減価償却費	940,593	10,177	950,770
	(2) 営業外費用		254,058	7,488	261,546
		1 支払利息及び 企業債取扱諸費	157,048	△ 12	157,036
		3 消費税及び 地方消費税	62,000	7,500	69,500

資本的收入及び支出

収 入

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計
1 資本的收入			919,749	△ 36,818	882,931
	(4) 企 業 債		400,000	△ 36,700	363,300
		1 企 業 債	400,000	△ 36,700	363,300
	(5) 固 定 資 産 売 却 代 金		119	△ 118	1
		1 固 定 資 産 売 却 代 金	119	△ 118	1

支 出

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計
1 資本の支出			1,574,576	△ 6,453	1,568,123
	(1) 建設改良費		807,380	△ 6,453	800,927
		3 配 水 施 設 費	787,686	△ 6,453	781,233

補正予算給与費明細書

1 総括

(単位：人、千円)

区 分		職 員 数		給 与 費				法定福利費	合 計
		特 別 職	一 般 職	報 酬	給 料	手 当	計		
補 正 後	損益勘定支弁職員	22	19	14,255	82,553	77,771	174,579	31,224	205,803
	資本勘定支弁職員	1	4	1,970	12,546	7,063	21,579	4,447	26,026
	合 計	23	23	16,225	95,099	84,834	196,158	35,671	231,829
補 正 前	損益勘定支弁職員	22	19	14,255	81,694	75,126	171,075	31,947	203,022
	資本勘定支弁職員	1	4	1,970	15,384	9,488	26,842	5,637	32,479
	合 計	23	23	16,225	97,078	84,614	197,917	37,584	235,501
比 較	損益勘定支弁職員	0	0	0	859	2,645	3,504	△ 723	2,781
	資本勘定支弁職員	0	0	0	△ 2,838	△ 2,425	△ 5,263	△ 1,190	△ 6,453
	合 計	0	0	0	△ 1,979	220	△ 1,759	△ 1,913	△ 3,672

(単位：千円)

手 当 の 内 訳	区 分	管理職手当	扶養手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当	管理職員特別勤務手当
	補正後	1,944	2,567	1,272	1,528	195	11,376	20
	補正前	1,944	3,364	1,272	1,505	195	10,876	20
	比 較	0	△ 797	0	23	0	500	0
	区 分	期末手当	勤勉手当	賞与等 引当金繰入 (手当分)	退職手当 組合負担金	退職手当組合 特別負担金	退職給付費	手 当 計
	補正後	15,907	11,217	11,518	16,241	2,313	8,736	84,834
	補正前	16,662	11,854	11,124	16,504	558	8,736	84,614
	比 較	△ 755	△ 637	394	△ 263	1,755	0	220

2 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増減額	増減事由別内訳	説 明	備 考
給 料	△ 1,979 千円	1. 給与改定に伴う増減額 45 千円		給与改定の状況 補正前改定率 0.11% 実施時期 H31. 4. 1
		2. 普通昇給に伴う増減額 千円	普通昇給分	平均昇給率 1.16% 昇給数 職員数 1号給 2号給 1人 3号給 1人 4号給 18人
		3. その他の増減分 △ 2,024 千円	退職に伴う減額 千円 新規採用に伴う増額 千円 他会計との異動等による増減額 △ 1,835 千円 昇格等による増減額 242 千円 その他による増減等 △ 431 千円 給料額の削減による減額 千円	職員数の異動状況 現在に在職する職員数 その他 計 補正後 23人 23人 補正前 23人 23人 増 減 0人 0人
職員手当	220 千円		管 理 職 手 当 扶 養 手 当 △ 797 住 居 手 当 通 勤 手 当 23 特 殊 勤 務 手 当 時 間 外 勤 務 手 当 500 管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当 期 末 手 当 △ 755 勤 勉 手 当 △ 637 賞 与 等 引 当 金 繰 入 額 394 退 職 手 当 組 合 負 担 金 △ 263 退 職 手 当 組 合 特 別 負 担 金 1,755 退職給付費	人事異動等に伴う減 人事異動等に伴う増 所要見込による増 人事異動等に伴う減 人事異動等に伴う減 所要見込による増 人事異動等に伴う減 勸奨退職等による増

3 給料及び職員手当の状況

(1) 職員一人当たり給与

区 分		一般行政職	水道技術職
令和2年1月1日現在	平均給料月額（円）	352,458	340,345
	平均給与月額（円）	388,095	387,964
	平均年齢（歳）	48.04	47.06
平成31年1月1日現在	平均給料月額（円）	370,070	345,123
	平均給与月額（円）	406,144	409,376
	平均年齢（歳）	51.01	47.08

(2) 初任給

区 分	一般行政職（円）	水道技術職（円）	一般会計の制度 一般行政職（円）
高 校 卒	150,600	150,600	150,600
大 学 卒	171,700	171,700	171,700

(3) 級別職員数

区 分	一般行政職			水道技術職		
	級	職員数	構成比（％）	級	職員数	構成比（％）
令和2年1月1日現在	7級	1	8.3	7級		
	6級	2	16.7	6級		
	5級			5級		
	4級	7	58.4	4級	7	63.6
	3級	1	8.3	3級	3	27.3
	2級			2級		
	1級	1	8.3	1級	1	9.1
	計	12	100.0	計	11	100.0
平成31年1月1日現在	7級	1	10.0	7級		
	6級	2	20.0	6級		
	5級	1	10.0	5級		
	4級	5	50.0	4級	9	69.2
	3級	1	10.0	3級	3	23.1
	2級			2級		
	1級			1級	1	7.7
	計	10	100.0	計	13	100.0

(級別の標準的な職務内容)

一般行政職	7 級	6 級	5 級	4 級
	部長	課長	係長	係長・主任主事・主任技師
	3 級 主任主事・主任技師	2 級 主事・技師	1 級 主事・技師	
水道技術職	7 級	6 級	5 級	4 級
	-	-	-	主任水道技師
	3 級 主任水道技師	2 級 水道技師	1 級 水道技師	

(4) 昇給

			合 計	一般行政職	水道技術職
補正後	職 員 数 (A) (人)		23	12	11
	昇給に係る職員数 (B) (人)		20	9	11
	号給数別内訳	1号給 (人)			
		2号給 (人)	1		1
		3号給 (人)	1	1	
		4号給 (人)	18	8	10
	比 率 (B/A) (%)		87.0	75.0	100.0
補正前	職 員 数 (A) (人)		23	12	11
	昇給に係る職員数 (B) (人)		19	9	10
	号給数別内訳	1号給 (人)			
		2号給 (人)			
		3号給 (人)			
		4号給 (人)	19	9	10
	比 率 (B/A) (%)		82.6	75.0	90.9

(5) 特殊勤務手当

区 分	全 職 種	一般行政職	水道技術職
給料総額に対する比率 (%)	0.205	0.157	0.255
支給対象職員の比率 (%)	52.174	8.333	100.000
代表的な特殊勤務手当の名称	危険物取扱手当、緊急出動手当		

(6) 期末手当・勤勉手当

区 分	支給期別支給率		支給率計 (月分)	職制上の段階、職務の 級等による加算措置	備考
	6月 (月分)	12月 (月分)			
補正後	2.225	2.275	4.500	制度あり	
補正前	2.225	2.225	4.450	制度あり	
一般会計の制度	2.225	2.275	4.500	制度あり	

(7) 定年退職及び勸奨退職に係る退職手当

区 分	20年勤続 の者(月分)	25年勤続 の者(月分)	35年勤続 の者(月分)	最高限度 (月分)	その他の 加算措置等	退職時の 特別措置
支給率等	24.586875	33.27075	47.709	47.709	制度なし	なし
一般会計の制度	24.586875	33.27075	47.709	47.709	制度なし	なし

(8) その他の手当

区 分	一般会計の制度との異同	差異の内容
扶 養 手 当	同 じ	
住 居 手 当	同 じ	
通 勤 手 当	同 じ	

構成比は、四捨五入のため一致しない場合があります。

令和元年度 浜田市水道事業予定貸借対照表

(令和2年3月31日)

(単位：千円)

資 産 の 部

1 固定資産

(1) 有形固定資産

イ 土地		516,371	
ロ 建物	1,356,007		
減価償却累計額	△ 654,021	701,986	
ハ 構築物	33,929,186		
減価償却累計額	△ 15,206,825	18,722,361	
ニ 機械及び装置	7,886,879		
減価償却累計額	△ 5,930,194	1,956,685	
ホ 車両運搬具	19,817		
減価償却累計額	△ 8,907	10,910	
ヘ 工具器具及び備品	54,860		
減価償却累計額	△ 30,290	24,570	
ト 建設仮勘定		104,045	
有形固定資産合計			22,036,928
(2) 無形固定資産			
イ 施設利用権		85,537	
無形固定資産合計			85,537
固定資産合計			22,122,465

2 流動資産

(1) 現金預金		841,724	
(2) 未収金	239,143		
貸倒引当金	△ 820	238,323	
(3) 貯蔵品		11,659	
流動資産合計			1,091,706
資産合計			23,214,171

負 債 の 部

3 固定負債

(1) 企業債			
イ 建設改良企業債 (※)	8, 117, 228		
企業債合計		8, 117, 228	
(2) 引当金			
イ 退職給付引当金	79, 857		
ロ 修繕引当金	30, 573		
引当金合計		110, 430	
固定負債合計			8, 227, 658

4 流動負債

(1) 企業債			
イ 建設改良企業債 (※)	774, 382		
企業債合計		774, 382	
(2) 未払金		154, 803	
(3) 引当金			
イ 賞与等引当金	15, 770		
引当金合計		15, 770	
(4) その他流動負債		1, 273	
流動負債合計			946, 228

5 繰延収益

(1) 長期前受金		14, 260, 254	
長期前受金収益化累計額		△ 7, 134, 731	
繰延収益合計			7, 125, 523
負債合計			16, 299, 409

資 本 の 部

6 資本金

(1) 自己資本金		4, 852, 606	
資本金合計			4, 852, 606

7 剰余金

(1) 資本剰余金			
イ 国県補助金	59, 744		
ロ 他会計補助金	8, 911		
ハ 工事負担金	12, 863		
ニ 受贈財産評価額	147, 329		
資本剰余金合計		228, 847	
(2) 利益剰余金			
イ 当年度未処分利益剰余金	1, 833, 309		
利益剰余金合計		1, 833, 309	
剰余金合計			2, 062, 156
資本合計			6, 914, 762
負債資本合計			23, 214, 171

(※) 建設改良費等の財源に充てるための企業債

令和元年度 浜田市水道事業予定損益計算書
(平成31年4月1日から令和2年3月31日)

(単位：千円)

1 営業収益			
(1) 給水収益	1,113,170		
(2) 受託工事収益	200		
(3) その他営業収益	65,311	1,178,681	
2 営業費用			
(1) 原水及び浄水費	182,237		
(2) 配水及び給水費	349,126		
(3) 受託工事費	147		
(4) 業務費	84,734		
(5) 総係費	118,474		
(6) 減価償却費	950,770		
(7) 資産減耗費	20,200		
(8) その他営業費用	60	1,705,748	
営業損失			△ 527,067
3 営業外収益			
(1) 受取利息及び配当金	301		
(2) 他会計補助金	422,794		
(3) 長期前受金戻入	452,608		
(4) 消費税及び地方消費税還付金	3		
(5) 雑収益	1,167	876,873	
4 営業外費用			
(1) 支払利息及び企業債取扱諸費	157,036		
(2) 雑支出	35,010	192,046	684,827
経常利益			157,760
5 特別利益			
(1) 固定資産売却益	9,078		
(2) 過年度損益修正益	1	9,079	
6 特別損失			
(1) 過年度損益修正損	2,778	2,778	
7 予備費			
(1) 予備費	1,000	1,000	5,301
当年度純利益			163,061
前年度繰越利益剰余金			1,670,248
当年度未処分利益剰余金			1,833,309

〈参考〉

地方公営企業会計基準に基づき、損益計算書において「減価償却費」を営業費用に、「長期前受金戻入」を営業外収益に計上していることから、営業収支が527,067千円の赤字となっていますが、実質的な営業損益を算出するため、長期前受金戻入相当額を「減価償却費」から控除した場合には、74,459千円の赤字となります。

令和元年度 浜田市水道事業予定キャッシュ・フロー計算書
(平成31年4月1日から令和2年3月31日)

(単位：千円)

項	目	
1. 業務活動によるキャッシュ・フロー		
	当年度純利益 (△は損失)	163,061
	減価償却費	950,770
	貸倒引当金の増減額 (△は減少)	254
	退職給付引当金の増減額 (△は減少)	8,736
	修繕引当金の増減額 (△は減少)	△ 5,000
	賞与等引当金の増減額 (△は減少)	567
	長期前受金戻入額	△ 452,608
	資産減耗費	20,000
	受取利息及び配当金 (△)	△ 301
	支払利息	157,036
	固定資産売却益 (△)	△ 9,078
	過年度損益修正益 (△)	△ 1
	未収金の減少 (△は増加)	△ 21,740
	貯蔵品の減少 (△は増加)	△ 6,087
	未払金の増加 (△は減少)	7,372
	小 計	812,981
	受取利息及び配当金の受取額	301
	利息の支払額	△ 157,036
	業務活動によるキャッシュ・フロー (A)	656,246
2. 投資活動によるキャッシュ・フロー		
	固定資産の取得・建設改良による支出 (△)	△ 706,127
	固定資産売却収入	9,079
	工事負担金等収入	69,902
	国庫補助金の収入	116,666
	他会計補助金収入	323,212
	投資活動によるキャッシュ・フロー (B)	△ 187,268
3. 財務活動によるキャッシュ・フロー		
	建設改良企業債による収入	363,300
	建設改良企業債の償還等による支出 (△)	△ 767,196
	財務活動によるキャッシュ・フロー (C)	△ 403,896
資金増加額 (△は減少額) (A+B+C)		65,082
資金期首残高		776,642
資金期末残高		841,724

令和元年度 個別注記

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) たな卸し資産の評価基準及び評価方法について

① 貯蔵品

先入先出法による原価法（貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定。）

(2) 固定資産の減価償却の方法について

① 有形固定資産（リース資産を除く）

浜田市水道事業会計規程第83条の規定により定額法を適用。

保有している資産の主な耐用年数は次のとおり。

種 類	耐用年数(年)	種 類	耐用年数(年)
建物	38～50	車両運搬具	4～5
構築物	30～60	工具器具及び備品	2～15
機械及び装置	5～20		

② 無形固定資産（リース資産を除く）

浜田市水道事業会計規程第83条の規定により定額法を適用。

③ リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用する。

(3) 引当金の計上方法について

① 貸倒引当金

債権の不納欠損による損失に備えるため、貸倒実績率による回収不能見込額を貸倒引当金として計上している。

② 退職給付引当金

職員の退職手当の支給に備えるため、当年度末における職員に対する退職手当の要支給額から、島根県市町村総合事務組合（退職手当組合）における積立金相当額を控除した額を計上している。

なお、会計基準変更時差異（平成25年度末131,032千円）については、平成26年度から職員の平均残存勤務年数15年にわたり均等額を費用処理する。

③ 修繕引当金

平成26年3月31日以前に引き当てられたものが計上されており、これについては、従前の例により、修繕費が不足する場合に取り崩すこととしている。

④ 賞与等引当金

職員の期末手当・勤勉手当の支給及びこれに伴う法定福利費の支出に備えるため、当事業年度末における支給及び支出見込額に基づき、当年度の負担に属する額を計上している。

(4) その他会計に関する書類作成のための基本となる重要な事項について

① 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式による。

2. 予定貸借対照表等に関する注記

(1) 企業債の償還に係る他会計の負担について

貸借対照表に計上されている企業債残高（1年以内に償還予定のものも含む）のうち、浜田市（市長部局）との協定書に基づき、一般会計が負担すると見込まれる額は3,594,361千円である。

3. 予定損益計算書に関する注記

特記事項なし。

4. 予定キャッシュ・フロー計算書等に関する注記

(1) 重要な非資金取引について 該当なし。

5. セグメント情報に関する注記

報告セグメントが、単一セグメントのため、記載を省略している。

6. 減損損失に関する注記

(1) 減損の兆候について 該当なし。

7. 重要な後発事象に関する注記 該当なし。

8. その他の注記

(1) 貸倒引当金の目的使用による取り崩しについて

当事業年度において、債務の不納欠損を行うため、貸倒引当金566千円を取り崩す。

(2) 修繕引当金の目的使用による取り崩しについて

当事業年度において、修繕費が不足するため、修繕引当金5,000千円を取り崩す。

(3) 賞与等引当金の目的使用による取り崩しについて

当事業年度において、職員の期末手当・勤勉手当の支給及びこれに係る法定福利費の支払いを行うため、賞与等引当金15,744千円を取り崩す。

令和元年度 収益的収入及び支出明細書

収 入

(単位：千円)

款 項	目	既決予定額	補正予定額	計	節	金 額
1 水道事業収益		2,154,273	12,093	2,166,366		
(1) 営業収益		1,307,904	△ 27,500	1,280,404		
	1 給 水 収 益	1,240,500	△ 27,500	1,213,000	給 水 収 益	△ 27,500
(2) 営業外収益		836,368	40,515	876,883		
	2 他会計補助金	383,358	39,436	422,794	一 般 会 計 補 助 金	39,436
	3 長期前受金戻入	451,529	1,079	452,608	国 県 補 助 金	△ 76
					他 会 計 補 助 金	△ 19
					工 事 負 担 金	699
					受 贈 財 産 評 価 額	98
					そ の 他 長 期 前 受 金	377
(3) 特別利益		10,001	△ 922	9,079		
	1 固定資産売却益	10,000	△ 922	9,078	固 定 資 産 売 却 益	△ 922

支 出

(単位：千円)

款 項	目	既決予定額	補正予定額	計	節	金 額
1 水道事業費用		1,999,336	20,446	2,019,782		
(1) 営業費用		1,741,178	12,958	1,754,136		
	1 原水及び浄水費	196,926	△ 201	196,725	給 料	18
					手 当 等	△ 151
					賞与等引当金繰入額	△ 9
					法 定 福 利 費	△ 59
	2 配水及び給水費	375,415	938	376,353	給 料	257
					手 当 等	500
					賞与等引当金繰入額	279
					法 定 福 利 費	△ 98
	4 業 務 費	89,751	△ 998	88,753	給 料	△ 501
					手 当 等	△ 104
					賞与等引当金繰入額	△ 25
					法 定 福 利 費	△ 368
	5 総 係 費	118,073	3,042	121,115	給 料	1,085
					手 当 等	514
					賞与等引当金繰入額	226
					法 定 福 利 費	△ 275
					退職手当組合負担金	1,492
	6 減 価 償 却 費	940,593	10,177	950,770	有 形 固 定 資 産	10,177
					減 価 償 却 費	
(2) 営業外費用		254,058	7,488	261,546		
	1 支払利息及び 企業債取扱諸費	157,048	△ 12	157,036	企 業 債 償 還 利 息	△ 12
	3 消費税及び 地方消費税	62,000	7,500	69,500	消 費 税 及 び 地 方 消 費 税	7,500

令和元年度 資本的收入及び支出明細書

収 入

(単位：千円)

款 項	目	既決予定額	補正予定額	計	節	金 額
1 資 本 的 収 入		919,749	△ 36,818	882,931		
(4) 企 業 債		400,000	△ 36,700	363,300		
	1 企 業 債	400,000	△ 36,700	363,300		
					企 業 債	△ 36,700
(5) 固 定 資 産		119	△ 118	1		
売 却 代 金	1 固 定 資 産	119	△ 118	1		
	売 却 代 金				固 定 資 産	△ 118
					売 却 代 金	

支 出

(単位：千円)

款 項	目	既決予定額	補正予定額	計	節	金 額
1 資 本 的 支 出		1,574,576	△ 6,453	1,568,123		
(1) 建 設 改 良 費		807,380	△ 6,453	800,927		
	3 配 水 施 設 費	787,686	△ 6,453	781,233		
					給 料	△ 2,838
					手 当 等	△ 2,425
					法 定 福 利 費	△ 1,190

同意第 1 号

人権擁護委員候補者の推薦について

人権擁護委員候補者として次の者を推薦したいので、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求める。

令和 2 年 2 月 25 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

住 所	浜田市朝日町 95 番地 6
職 業	自営業
氏 名	寺 田 恭 子
生年月日	昭和 27 年 8 月 26 日

(参 考) 前任者：寺 田 恭 子 (令和 2 年 6 月 30 日まで)

住 所	浜田市竹迫町 2374 番地 21
職 業	無 職
氏 名	杉野本 智 幸
生年月日	昭和 33 年 12 月 19 日

(参 考) 前任者：其 原 繁 広 (令和 2 年 6 月 30 日まで)

住 所	浜田市弥栄町木都賀口 336 番地 1
職 業	地方公務員
氏 名	森 下 政 昭
生年月日	昭和 34 年 11 月 6 日

(参 考) 前任者：王 子 幸 子 (令和 2 年 6 月 30 日まで)

住 所	浜田市三隅町三隅 1061 番地 1
職 業	無 職
氏 名	横 田 智 子
生年月日	昭和 30 年 2 月 15 日

(参 考) 前任者：石 川 朝 子 (令和 2 年 6 月 30 日まで)

(参 考)

任 期 3 年

根拠法 人権擁護委員法第 9 条